

# 米子西高 危険等発生時対処要領

## (危機管理マニュアル)

鳥取県立米子西高等学校  
令和5年 9月

平成29年 地震について改定  
令和 5年 全面改訂

## 目次

1	危機管理マニュアルの基本事項	
1-1	危機管理マニュアルの目的と位置づけ	3
1-2	危機管理の考え方	5
1-3	危機管理マニュアルの運用方法	5
2	事前の危機管理	
2-1	現状及び危機管理の前提となるリスクの把握	5
2-2	危機の未然防止策	
①	未然防止のための体制	6
②	点検	6
③	傷病者発生防止対策	8
④	犯罪被災防止対策	8
⑤	火災予防策	9
⑥	教育活動の様々な局面における未然防止策	9
2-3	危機発生に備えた対策	
①	緊急時の体制整備	10
②	施設・設備・備品の整備	11
③	家庭・地域・関係機関との連携	11
④	避難計画・避難訓練	11
⑤	教職員研修	12
⑥	安全教育	12
3	発生時（初動）の危機管理	
3-1	傷病者発生時の対応	13
3-2	犯罪被災発生時の対応	23
3-3	交通事故発生時の対応	25
3-4	災害発生時の対応	26
3-5	その他の危機事象の発生時の対応	35
3-6	校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応	36
4	事後の危機管理	
4-1	事後（発生直後）の対応	
①	生徒等の安否確認	36
②	引渡しと待機	37
③	保護者・生徒・報道機関への対応	38
④	教育活動の継続	39
⑤	避難所運営への協力	39
4-2	心のケア	39
4-3	調査・検証・報告・再発防止等	39

## 1 危機管理マニュアルの基本事項

### 1－1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

米子西高等学校危険等発生時対処要領（以下危機管理マニュアル）は、学校保健安全法第29条に基づき、学校管理下で事故が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成しました。

また本校は、一部敷地が土砂災害特別警戒区域に指定されており、土砂災害防止法第8条の2に基づいて避難確保計画を策定しています。

危機管理マニュアルは、実際危機に直面した時の対応を示してスムーズな運用ができるよう策定しました。併せて、本校の学校安全計画により施設安全点検・避難訓練等を計画して未然に生徒等の危機の減退を図ります。

#### 【学校保健安全法（抜粋）】

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては第10条の規定を準用する。

#### 【土砂災害防止法（抜粋）】

第8条の2

前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

令和5年度学校安全計画

鳥取県立米子西高等学校

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事	入学式 ・始業式 ・部結成	・交通安全運動 ・遠足 ・県高校総体	・球技大会	・始業式	・終業式 ・交通安全運動 ・学校祭 (文化・体育)	・交通安全運動	・球技大会	・終業式 ・交通安全運動	・終業式 ・交通安全運動	・始業式	・終業式 ・交通安全運動	・卒業式 ・終業式	
安全指導 分掌	学年	・通学時の安全	・立番指導	・食中毒予防 ・立番指導	・夏休みの生活と安全	・熱中症予防 ・校外指導	・熱中症予防 ・立番指導	・防災訓練②	・感染症予防 ・立番指導	・冬休みの生活と安全	・感染症予防 ・立番指導	・春休みの生活と安全	
安全教育 安全管理 安全学習	教科	・体育施設・用具の安全確認	・応急処置と熱中症対策	・心肺蘇生法 ・性に關する指導講演会	・性感染症 ・薬物濫用	・体育施設・用具の安全確認	・性感染症 ・性に關する指導講演会	・観察・実験に おける一般的 注意・危険防 止の注意	・交通安全	・交通安全	・体育施設・用 具の安全確認	・観察・実験に おける一般的 注意・危険防 止の注意	
	分掌	・防災避難訓 練時の学習						・防災避難訓練 時の学習					・学校管理下 事故の統計
	対人 学校生活	・通学方法の 把握	・健康新生活に についてのアン ケート調査					・部活動の安 全確認					
	対物 学校環境	・机・椅子の点 検査・清掃 ・空気環境測 定	・飲料水水質 ・ブールの点 検査・清掃 ・ブールの消 毒管理・水質 検査 ・空気環境測 定	・ブールの消 毒管理 ・鼠族害虫駆 除	・空氣環境測 定	・空氣環境測 定	・空氣環境測 定	・空氣環境測 定	・空氣環境測 定	・空氣環境測 定	・空氣環境測 定	・空氣環境測 定	・空氣環境測 定
安全管理	対物 管理	・機器の整備	・空気環境測 定										・机・椅子の整 備
	学校安全 (職員研修含む)	・エビデンス講習 会				・職員急救 命法講習会 (AED) ・校内安全点 検	・学校祭のた めの安全対策 連絡会	・校内安全点 検	・校内安全点 検				・学校安全計 画の評価

(令和5年4月作成)

## 1－2 危機管理の考え方

危機管理マニュアルは、役割を与えられているすべての人員がそろっていることを想定したものとなっています。しかし、危機発生時に出張・休暇で教職員が学校にいないことも考えられ、想定を超えた対応を要求されることもあります。どのような場合であっても、生徒等の生命・健康等を最優先に考え、マニュアルに沿って臨機応変に対応してください。

危機管理マニュアルは、想定しうる様々な危機事象に対して、事前・発生時・事後の3段階の対応について示すことにしています。また、危機事象の「発生時の対応」については、フロー図を使って分かりやすく示しています。

## 1－3 危機管理マニュアルの運用方法

全ての教職員が危機管理マニュアルの内容を理解するため、年度当初に図上避難訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの保管場所を周知し、日頃から手に取ってみていただこうようにします。また、危機管理マニュアルを生徒・保護者・地域住民や各関係機関にも認識していただけるよう、学校ホームページに上げています。

事象発生の場合に備えて、危機管理マニュアルを教務室（教頭席後方）・事務室・保健室・体育教官室に準備しておくこととします。なお見直しについては、年度末検討時に項目を挙げて議論をすすめ、改善点を翌年度までには反映させます。

## 2 事前の危機管理

### 2－1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

・本校は、大谷町の山を切り崩して校地を造成し、昭和62年に錦町校舎から大谷校舎へ全面移転しました。山を切り崩した付近にある弓道場の一部が、土砂災害警戒区域に指定されており、注意が必要です。

本校の生徒数について

年 次	学級数	定 員	生 徒 数		
			男	女	計
1	7	280	97	184	281
2	7	280	115	159	274
3	7	280	101	173	274
合 計	21	840	313	516	829

(令和5年5月1日現在)

職員数について

校長 副校長 教頭	主幹 教諭	正 担任	教育 総務	進路 指導	生徒 支援	生徒 支援	企画 推進	事務	非常 勤	高文連 事務	合計
3	2	21	9	6	7	7	4	13	10	2	84

(令和5年5月1日現在)

- ・学校で起こり得る危機事象について、大きく「生活安全」「交通安全」「災害安全」という3つの領域をカバーして想定することにします。
- ・米子市の災害ハザードマップによると、本校は海拔40mあり津波災害に遭うことは想定されていません。
- ・本校は、緊急避難場所・避難所としての指定は受けており、第一体育館・第二体育館と附属するトイレ・更衣室等を提供することになります。

## 2-2 危機の未然防止策

### ①未然防止のための体制

- ・平常時の学校安全管理に関する組織体制（役割分担）

【校長 - 副校長 - 教頭 - 事務長 - 主幹教諭】…意思決定

【教務主任・進路指導主事・生徒指導主事・生徒支援主任・企画推進主任・各学年主任】

… 情報収集

【正担任・分掌各員等】…生徒への伝達、避難誘導等実務

※出張・休暇等で不在の場合は、それぞれカテゴリーの中で役割を果たす。

### ②点検

- ・本校は、学校保健安全法施行規則第28条に基づき、定期・臨時・日常の3種類の安全点検を計画しています。

学校保健安全法施行規則

(安全点検)

第二十八条 法第二十七条 の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

- ・定期的には、学期に1度実施しており、緊急の安全点検が必要な場合は臨時に実施、日常では清掃時間を活用して実施しています。
- ・危険箇所を洗い出すために、施設の防火管理者に点検を依頼して実施しています。

### <体育館>

第1体育館	体育科	第2体育館	体育科	職員シャワー室	体育科
第1体育館前器具庫	体育科	柔剣道場	体育科	生徒男女シャワー室	体育科
第1体育館前更衣室	体育科	第2体育館器具庫	体育科		
体育教室1F	体育科	トレーニング場	体育科		
体育教室2F	体育科	プール更衣室・便所	体育科		

### <産業振興棟>

産振棟1F		産振棟2F		産振棟3F	
調理室	家庭科主任	被服室・準備室	家庭科主任	美術室・準備室	美術担当教諭
倉庫16	主事	選択教室1	家庭科主任	書道室・準備室	書道担当教諭
図書室	司書	選択教室2	事務次長	音楽室・準備室	音楽担当教諭
書庫・学習室	司書			楽器庫・練習室	音楽担当教諭
トレーニング室・準備室	体育科				

<本館>

本館1F	本館2F	本館3F	本館4F
校長室	事務長	教務室・資料室	副校長
事務室・書庫	事務長	印刷室	教務主任
応接室	事務次長	面談室	教頭
大会議室	事務次長	カウンセラー室	生徒支援部員
小会議室	事務次長	職員湯沸室	教頭
電気室・ポンプ室	事務長	生徒湯沸室	教頭
現業室	学校技能主事	男子更衣室	教頭
倉庫11(湯沸室横)	主事	女子更衣室	教頭
倉庫12(自販機横)	主事	3年1組	3年1組担任 2年1組担任 1年1組 1年1組担任
倉庫13(大会議室横)	主事	3年2組	3年2組担任 2年2組担任 1年2組 1年2組担任
倉庫14(西階段下)	学校技能主事	3年3組	3年3組担任 2年3組担任 1年3組 1年3組担任
倉庫15(相談室横)	学校技能主事	3年4組	3年4組担任 2年4組担任 1年4組 1年4組担任
休憩室	学校技能主事	3年5組	3年5組担任 2年5組担任 1年5組 1年5組担任
湯沸室	主事	3年6組	3年6組担任 2年6組担任 1年6組 1年6組担任
放送室	放送部顧問	3年7組	3年7組担任 2年7組担任 1年7組 1年7組担任
生徒会室	生徒会担当	選択2B	3年5組担任 選択教室3C 2年7組担任 選択教室4A 1年5組担任
保健室	養護教諭	進路指導室	進路指導主事 選択教室3A 2年5組担任 選択教室4B 1年6組担任
相談室	生徒支援部員	進路資料室	進路指導主事 選択教室3B 2年6組担任 選択教室4C 1年7組担任
コモンホール	放送部顧問	コンピューター室	情報科主任 ミーティングルーム・準備室 企画推進部主任 LL教室・準備室 英語科教諭
		情報処理室	情報科主任 社会科教室 地公科主任 選択教室4D 1年4組担任
		化学室・準備室	化学担当教諭 地学室・準備室 地学担当教諭 生物室・準備室 生物担当教諭
			暗室 写真部顧問 物理室・準備室 物理担当教諭 生物担当教諭
中央便所	掃除担当者	職員便所	掃除担当者 中央便所 掃除担当者 中央便所 掃除担当者
職員便所	掃除担当者	東側便所	掃除担当者 西側便所 掃除担当者 西側便所 掃除担当者
		西側便所	掃除担当者

・安全点検の流れ

- a 各火元責任者が t-pub ~30\_管理職～R5 年度分～R5 安全点検 から「R5 校内安全点検表」の該当するシートを印刷する。
- b シートの内容に基づきそれぞれの場所の点検を行う。
- c 危険箇所・修理が必要な箇所の欄に△×とその内容を記載する。(○の場合は内容の記載は不要)

・点検後の処理

- a 点検シートを基に a のフォルダ内の「R5 安全点検結果一覧表」に「場所、担当、△または×、内容」を記載し、点検シートを副校長に提出する。
- b 記入した一覧表に事務が「処置の内容」(修繕、撤去、新規購入等) を記入する。
- c 記入した一覧表を事務長→教頭→副校長→校長(決裁) に稟議し、その後安全点検担当者(副校長) が確認後事務へ送る。
- d 事務職員が必要な修理・撤去・購入等の手続きを行う。
- e 処置が完了したら、安全点検一覧表および安全点検表の「処置完了チェック欄」に事務職員がチェックをする。  
併せて、事務職員は学校修繕について記録を残しておく。

- ・この安全点検は、年度末検討のテーマとして全体での評価を行い、ヒヤリ・ハット事例を改善点に加えて新年度の提案とします。

### ③傷病者発生防止対策

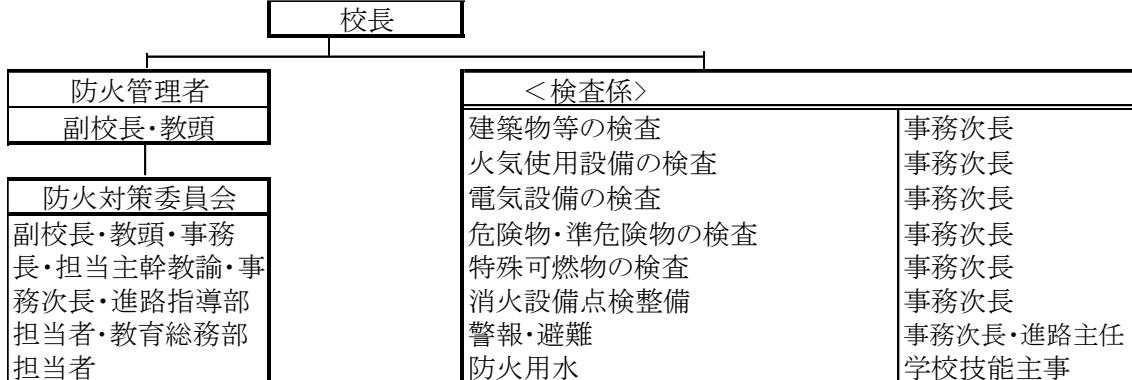
- ・突然死や負傷や感染症拡大などを防止するため、日常的に生徒の健康観察を行っています。毎朝、SHR 時に 1・2 年次生は Chromebook を活用して Google Classroom にある健康管理のフォームから自己の体調を入力して養護教諭が管理し、3 年次生は直接 SHR に出る担当者が体調不良者のチェックを行い、健康観察簿に記入したものを見護教諭が管理しています。
- ・突然死や病状悪化を防止するため、持病を持つ生徒については入学時に本人・保護者と面談を行っています。また、保健調査票や配慮申請用紙を活用し、生徒の疾病情報を管理し、教職員周知を行っています。
- ・電子掲示板や保健だより、保健室前の掲示板を活用し、熱中症予防や感染症予防の情報を生徒に発信しています。また、保護者にはマチコミメールを活用し、情報発信を行っています。
- ・感染症拡大等の際には、昼休憩に、生徒保健委員会による放送を行い、手洗いと換気の奨励や感染症予防、熱中症予防について呼びかけます。
- ・学校内に危険な物や場所はないか、教職員で日常的に安全点検を行っています。また、年 3 回チェックシートを用いた安全点検を実施しています。
- ・登下校時、自転車事故による頭頸部外傷を予防するため、ヘルメットを着用するように指導しています。自転車通学生には自転車運転時のヘルメット着用を義務付け、全国交通安全週間に合わせて実施している交通安全街頭指導において、生徒にヘルメットの着用を注意喚起しています。
- ・熱中症を予防するため、多湿季等著しく不快と判断される場合は、冷房を実施しています。また、適切な水分補給を推奨するため、授業中の水分補給を許可していますし、2 学期開始から学校祭終了までの期間に登下校時と授業中における体操服着用を許可しています。
- ・アレルギー疾患を持つ生徒の情報は、生徒支援部で一元管理して、生徒支援会議を通じて各学年との情報共有を図るとともに支援部周知事項に記載して、周知を図っています。
- ・食物アレルギー・アナフィラキシーを予防するために、事前にアレルゲンを把握して家庭科の調理実習時に役立てています。
- ・併せて、エピペン研修を全教職員を対象に実施しています。

### ④犯罪被災防止対策

- ・不審者侵入を防止するため、16:50 事務部により職員玄関以外を施錠しています。また、外来者については、事前にアポイントを取っていることを基本として校舎への入館を許可しています。
- ・生徒がインターネット上の犯罪の被災者・加害者にならないために、1 年次生の特別活動として専門家による SNS モラル講演会を実施しています。

## ⑤火災予防策

- ・本校の防火予防策として、火災報知機等の設備点検を実施しています。
- ・本校では防火対策委員会を設置し、避難訓練の計画・立案・実施を行っています。
- ・委員会は、校長・副校長・教頭・事務長・事務次長・担当主幹教諭・教育総務部担当者・進路指導部担当者で構成されています。
- ・防火対策組織



### ・防護隊の任務分担表

班	任務	職員名	生徒	集合場所
総括	消防、防火活動の統括 拡販、消防署、警察署、市役所への連絡 保護者への連絡指示	副校長・教頭・事務長・主幹教諭・事務次長・教務主任・進路指導主任		
安全点検 消火	初期消火 消火活動 被害状況調査	生徒部 進路指導部	各室長 ～担任 ～本部へ報告	グラウンド 中央
救護	負傷者確認 応急救護	養護教諭 生徒支援部 教育総務部		
安否確認 避難誘導	集合場所および安全な場所への誘導 人員確認と報告	授業中の教科担任、正担任		

## ⑥教育活動の様々な局面における未然防止策

- ・各教科の学習時間帯には、教科担当者が実施場所の環境に気を配りながら実施し、異常がある場合には管理職に連絡をして、改善に努めます。
- ・体育などの実技教科の場合は、準備運動の時間をとり、怪我の防止に努めます。
- ・部活動において各部顧問に対して、毎月の活動計画表と実績表の管理職への提出を求め、計画的な活動を実践することで安全な部活動経営とするとともに、年間の指導計画や一週間の部活動計画・日々の活動内容などを示した部活動シラバスを公開し、安全に配慮した活動することとしています。
- ・校外活動や校外行事に関して、事前指導を通して安全の確保に努めることを徹底します。

## 2-3 危機発生に備えた対策

### ①緊急時の体制整備

- ・職員の非常参集について

		台風・大雪・大雨	地震
平日	集合基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR が運休</li> <li>・各種警報発令</li> <li>・警戒レベル 3～5 の何れか発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度 4～5 弱</li> <li>・震度 5 強以上は緊急避難</li> </ul>
	集合場所	・校長室又は小会議室	・校長室又は小会議室
	連絡方法	・校内放送	・校内放送又はハンドマイク
	参集対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職、主幹教諭、教務主任、学年主任等</li> </ul>	・校務委員会メンバー
夜間休日	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務室に職員を集め、決定事項を職員に伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務室に職員を集め、決定事項を職員に伝達</li> </ul>
	連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール、電話連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール、電話連絡</li> </ul>
	参集対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長、副校長、教頭等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長、副校長、教頭等</li> <li>(場合によっては、学校集合)</li> </ul>
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決定事項をマチコミで職員、保護者に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決定事項をマチコミで職員、保護者に連絡</li> </ul>

- ・非常参集途上、大雨・大雪・地震等による車両通行止め等のため学校に向かうことができない場合は、無理な出勤はしません。
- ・事故・災害発生時の学校安全管理に関する組織体制（役割分担）

【校長 - 副校長 - 教頭 - 事務長 - 主幹教諭】…意思決定

【教務主任・進路指導主事・生徒指導主事・生徒支援主任・企画推進主任・各学年主任】

… 情報収集

【正担任・分掌各員等】…生徒への伝達、避難誘導等実務

※出張・休暇等で不在の場合は、それぞれカテゴリーの中で役割を果たします。

- ・組織の設置基準は、上表の職員集合基準に準じて設置します。
- ・保護者・職員・関係機関との緊密な連絡のため、連絡手段として学校ホームページ・マチコミメール・電話連絡を想定していますし、生徒には Google Classroom を連絡手段として想定しています。
- ・危機（台風、大雨等）発生の際の生徒の登校の判断については、「気候条件等に伴う学校の臨時休業等の基準について」(29～30 ページに記載)にも記載しているとおり、生徒は「自らの命は自らが守る」意識をもって慎重な判断を行うことを担任等が繰り返し生徒に周知を図ります。

## **②施設・設備・備品の整備**

- ・事故・災害発生時における情報収集のため、テレビにおける情報収集や米子市の防災無線利用や気象庁発表の情報収集のためインターネットの活用、停電時に利用するための防災ラジオを準備しています。
- ・災害状況下での停電を想定して、チャイム用の鐘や連絡用のハンドマイクを準備し、全体への周知のためのホワイトボードを用意しておきます。
- ・火災をはじめとする災害発生時の緊急持ち出し品は各クラスの出席簿だけであり、通常の授業中であれば、多くは授業実施者が授業に持参しているのでそのまま持ち出しますが、教務室の保管場所においてある出席簿については、教務担当者が持ち出します。
- ・重要書類の滅失等を防ぐため、紙媒体で残すものについては耐火金庫に保管しておきます。
- ・事故・災害等の対応に用いるための図面は、学校要覧に記載されていますのでこれを活用します。
- ・事故・災害等の対応を記録するための様式を別途定め、教育総務部が記録し、教務日誌に綴じこむようにします。
- ・事故・災害等に備えた備蓄品・備品について、内容・保管場所等を事務次長が整理・管理するようにします。
- ・備蓄品・備品の定期的な確認・更新について、事務次長が実施しています。

## **③家庭・地域・関係機関との連携**

- ・危機事態の発生に備えて、家庭との連携のために、学校における生徒の引き渡し方法について、PTAで協議したうえで、その内容を学校運営協議会に諮って運用を進めています。
- ・危機事態の発生時には、管理職が鳥取県教育委員会事務局高等学校課の本校担当者あるいは高等学校課指導担当係長に連絡を取り、第一報を入れます。本校として実施を考えている対応を提案するとともに、高等学校課の指示を受けて対応します。
- ・米子市から避難所として設営要請があった場合、第一体育館・第二体育館・その他（トイレ・更衣室・廊下・トレーニング室）を避難所として設営します。

## **④避難計画・避難訓練**

- ・本校では火災における避難計画を主軸に、地震・土砂災害を想定した訓練を実施します。
- ・避難計画・避難訓練については、防火対策委員会で目的が明確な計画を審議して訓練を実施し、反省にもとづいて計画を立案します。
- ・米子市が主体となって計画する大規模な避難訓練がある場合、米子市と連携して訓練を実施するように計画を見直します。

## **⑤教職員研修**

- ・防火対策委員会では、避難計画・避難訓練を計画立案するとともに、職員研修の内容についても審議します。年度当初の図上避難訓練のほかに、必要な職員研修を立案します。なお、避難訓練については状況想定型訓練としています。
- ・学校安全に関する校外研修等には、内容に応じて教職員を派遣するようにします。

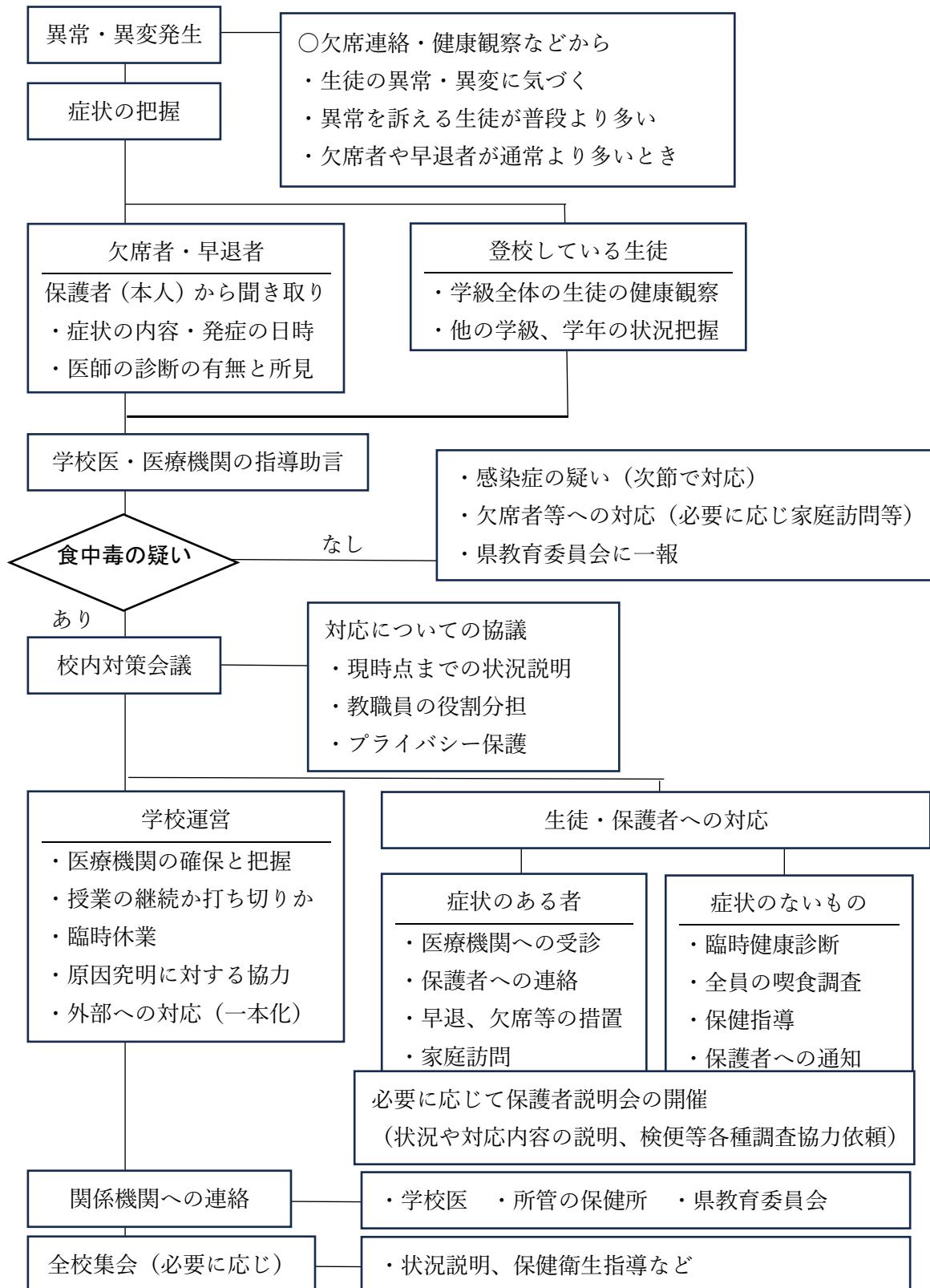
## **⑥安全教育**

- ・生活安全に関して、部活動における救急対応・熱中症対応等の講習会を毎年開き、予防に努めます。
- ・交通安全に関して、登下校時におけるヘルメット着用勧奨及び交通ルールの遵守についてＳＨＲ等で生徒に周知の徹底を図る等、事故の予防に努めます。
- ・災害安全に関して、本校では臨時休業等の基準について定め、このなかで「自らの命は自らが守る」ことを基本に行動するよう提唱しています。
- ・就将地区指導委員会と連携し、合同の交通安全指導を実施するようにしています。
- ・安全教育や指導計画については、臨機応変に対応するために隨時微調整を図るようにしています。

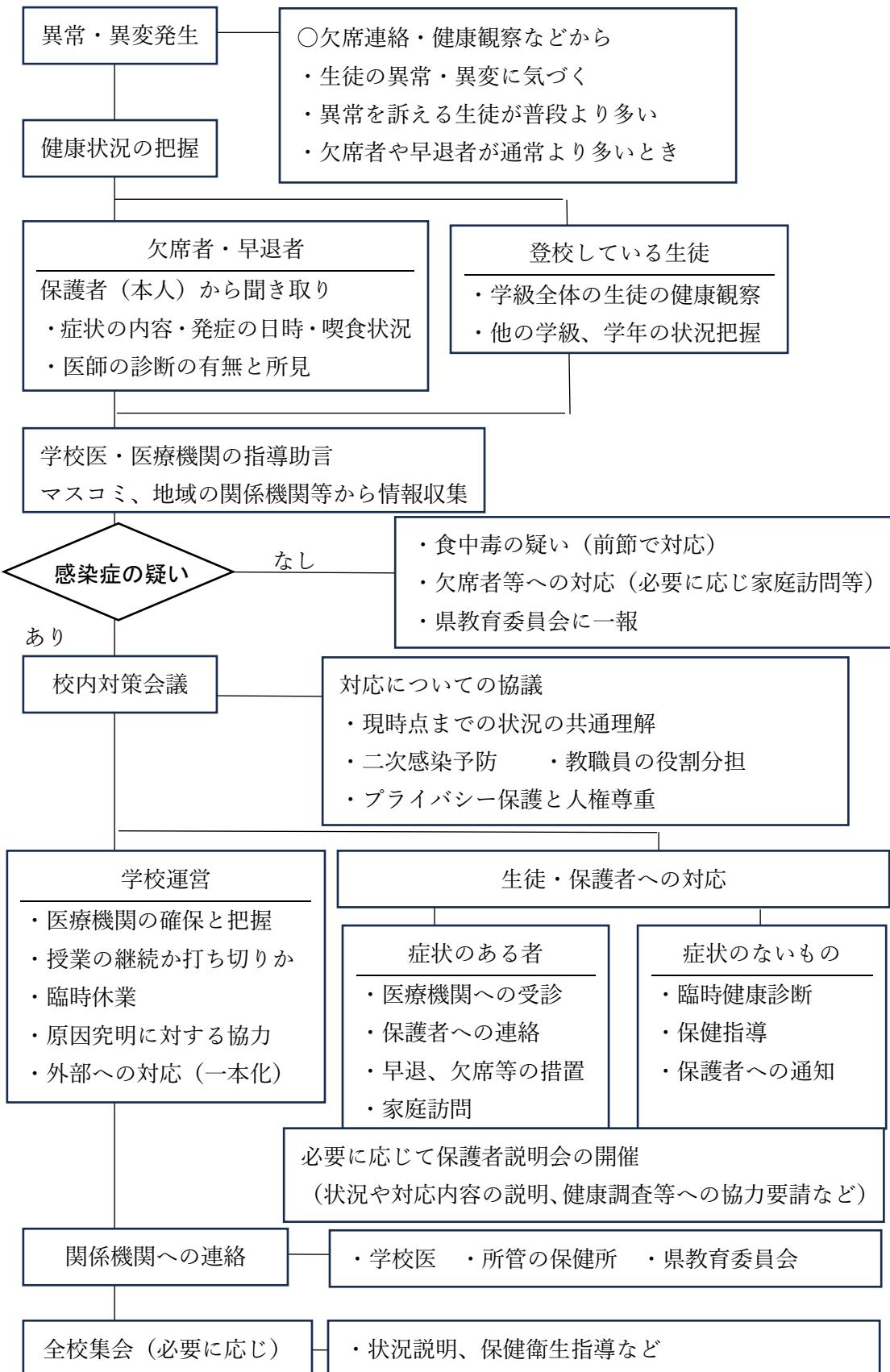
### 3 発生時（初動）の危機管理

#### 3-1 傷病者発生時の対応

##### （1）食中毒発生時の対応



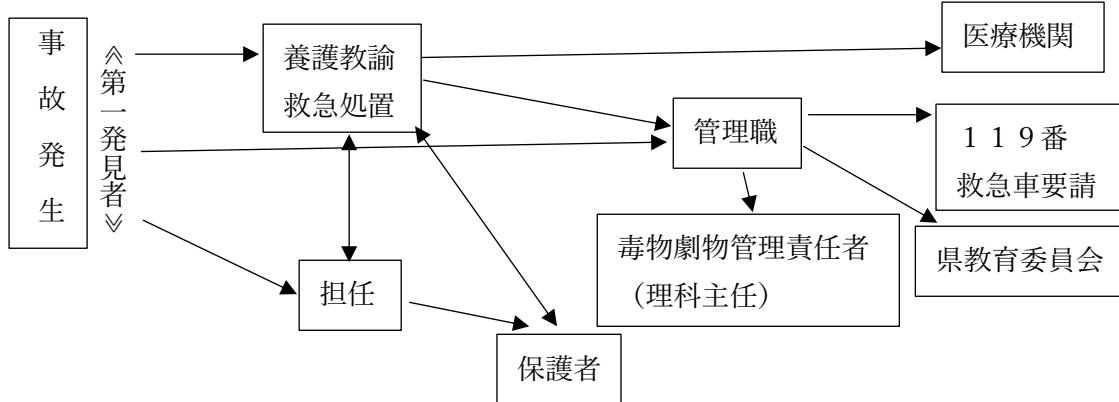
## (2) 感染症発症時の対応



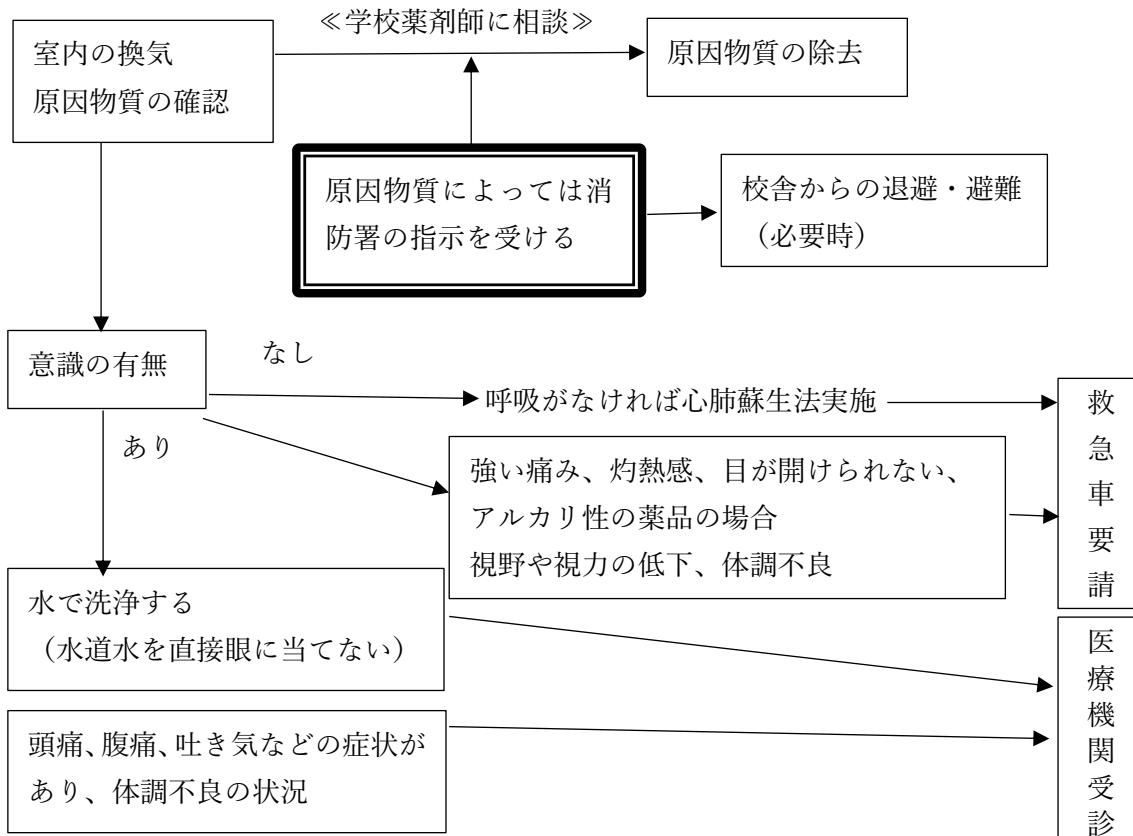
### (3) 薬品事故発生時の対応

#### A 目に入った場合

## 1 救急体制・連絡網



## 2 初期対応の概要



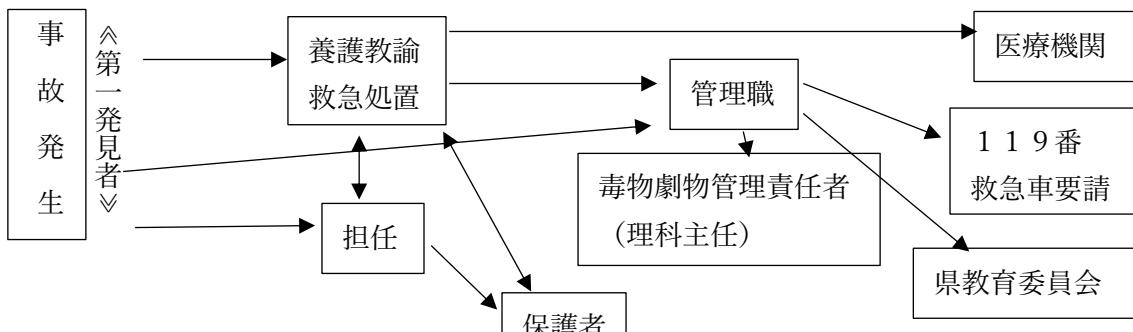
### 3 学校医・薬剤師への報告

## 4 職員への周知

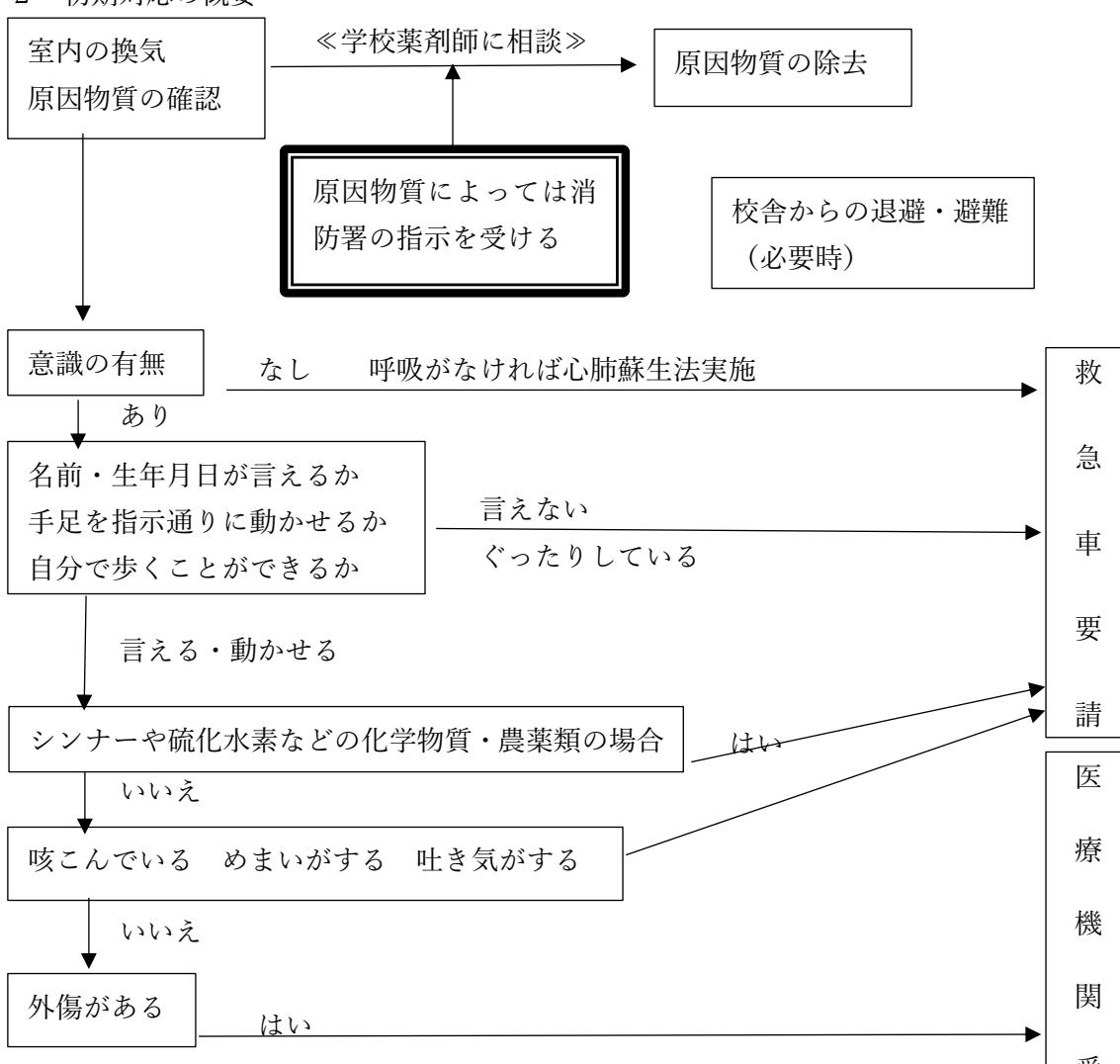
## 5 保護者・生徒宛文書の作成

## B 吸入した場合

### 1 救急体制・連絡網



### 2 初期対応の概要



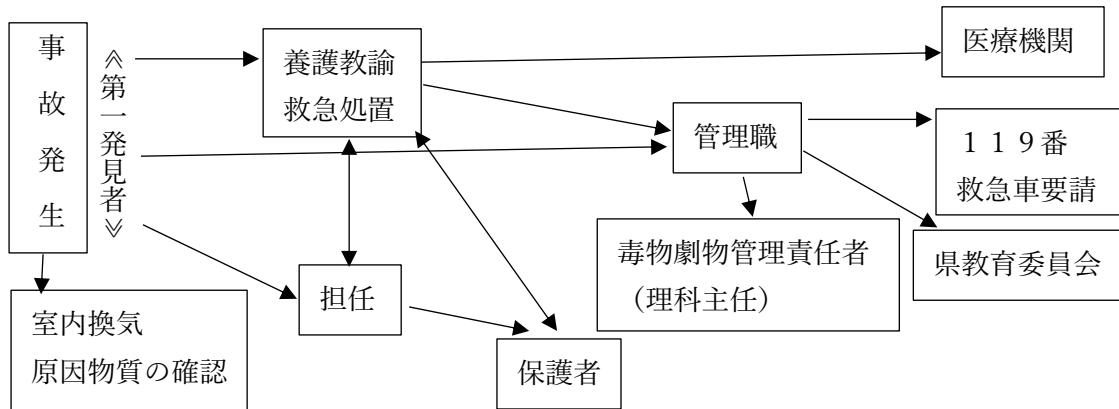
### 3 学校医・学校薬剤師への報告

### 4 職員への周知

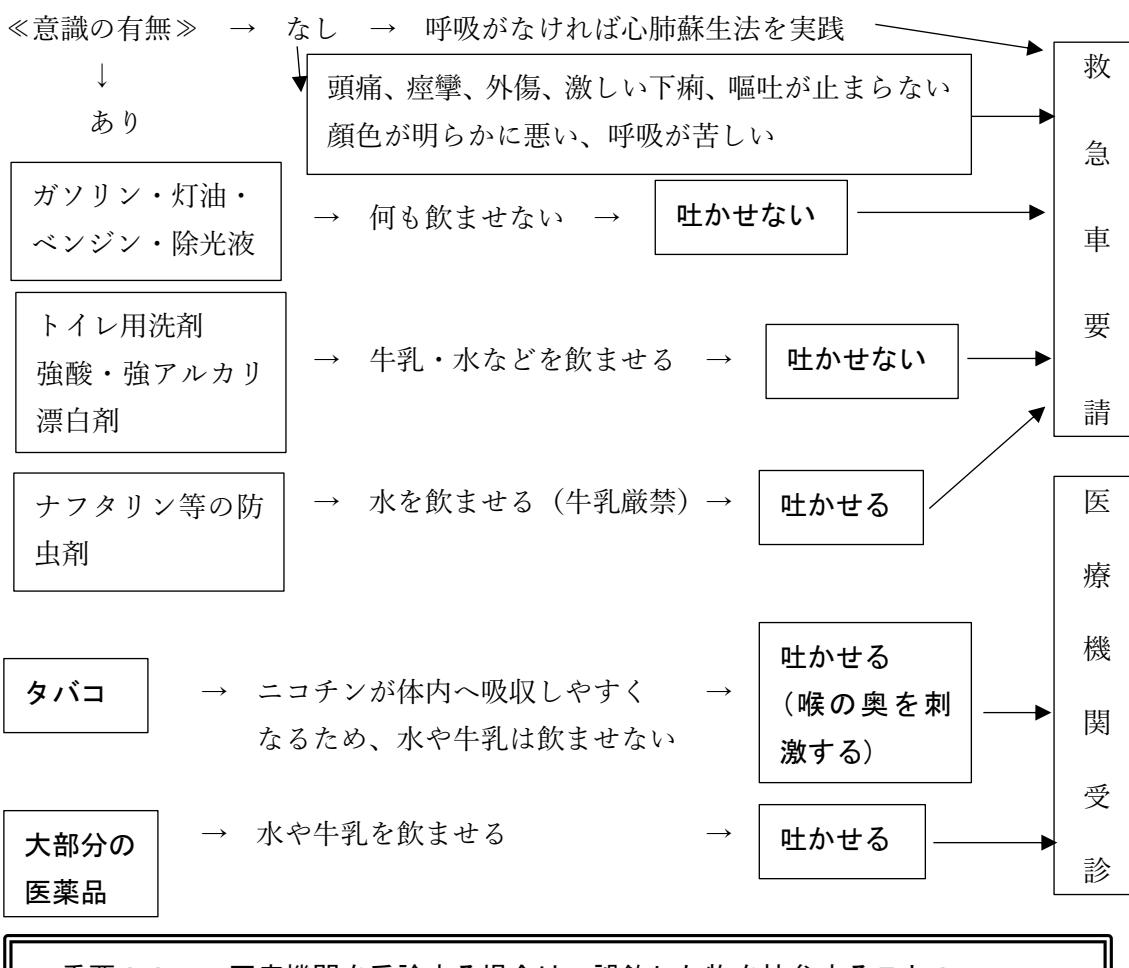
### 5 保護者・生徒宛文書の作成

### C 誤飲の場合

#### 1 救急体制・連絡網



#### 2 初期対応の概要



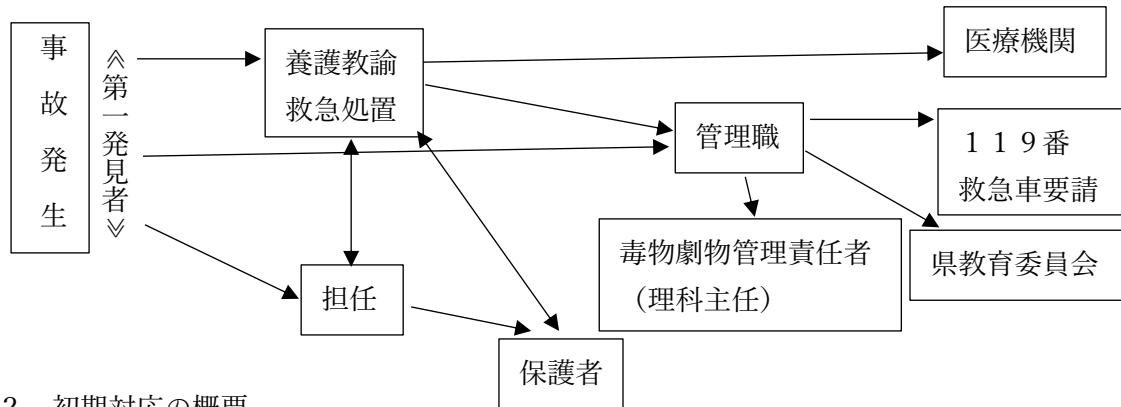
#### 3 学校医・学校薬剤師への報告

#### 4 職員への周知

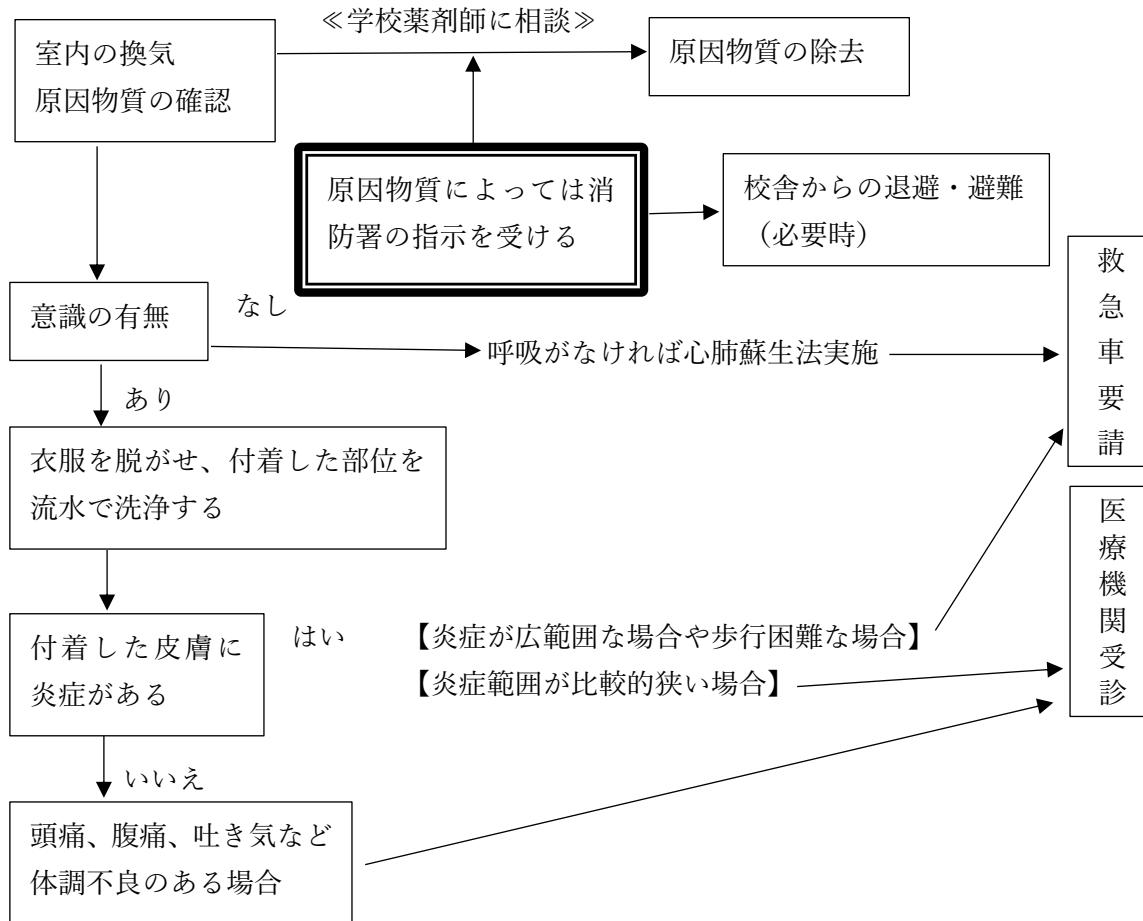
#### 5 保護者・生徒宛文書の作成

## D 薬品が皮膚に付着した場合

### 1 救急体制・連絡網



### 2 初期対応の概要

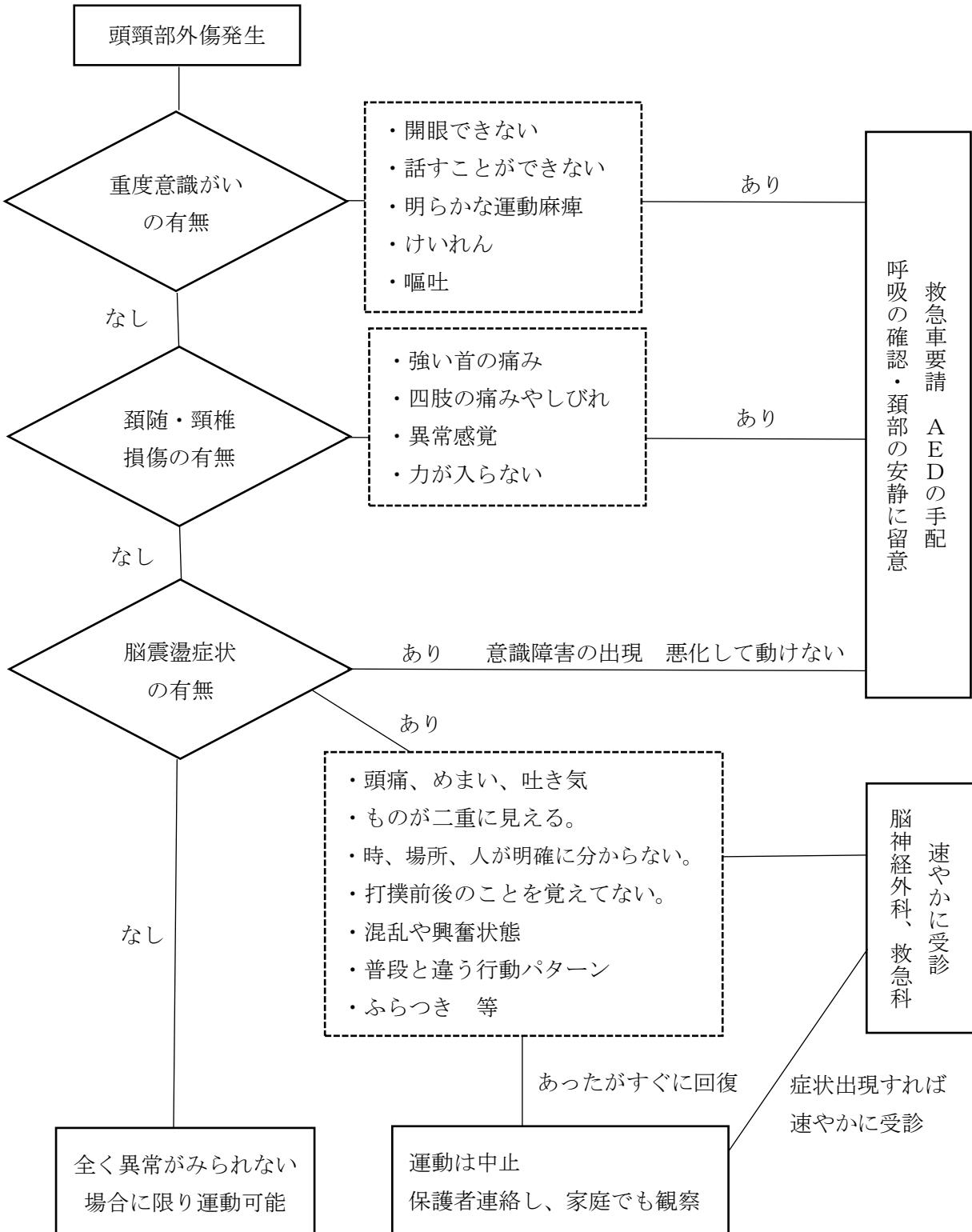


### 3 学校医・薬剤師への報告

### 4 職員への周知

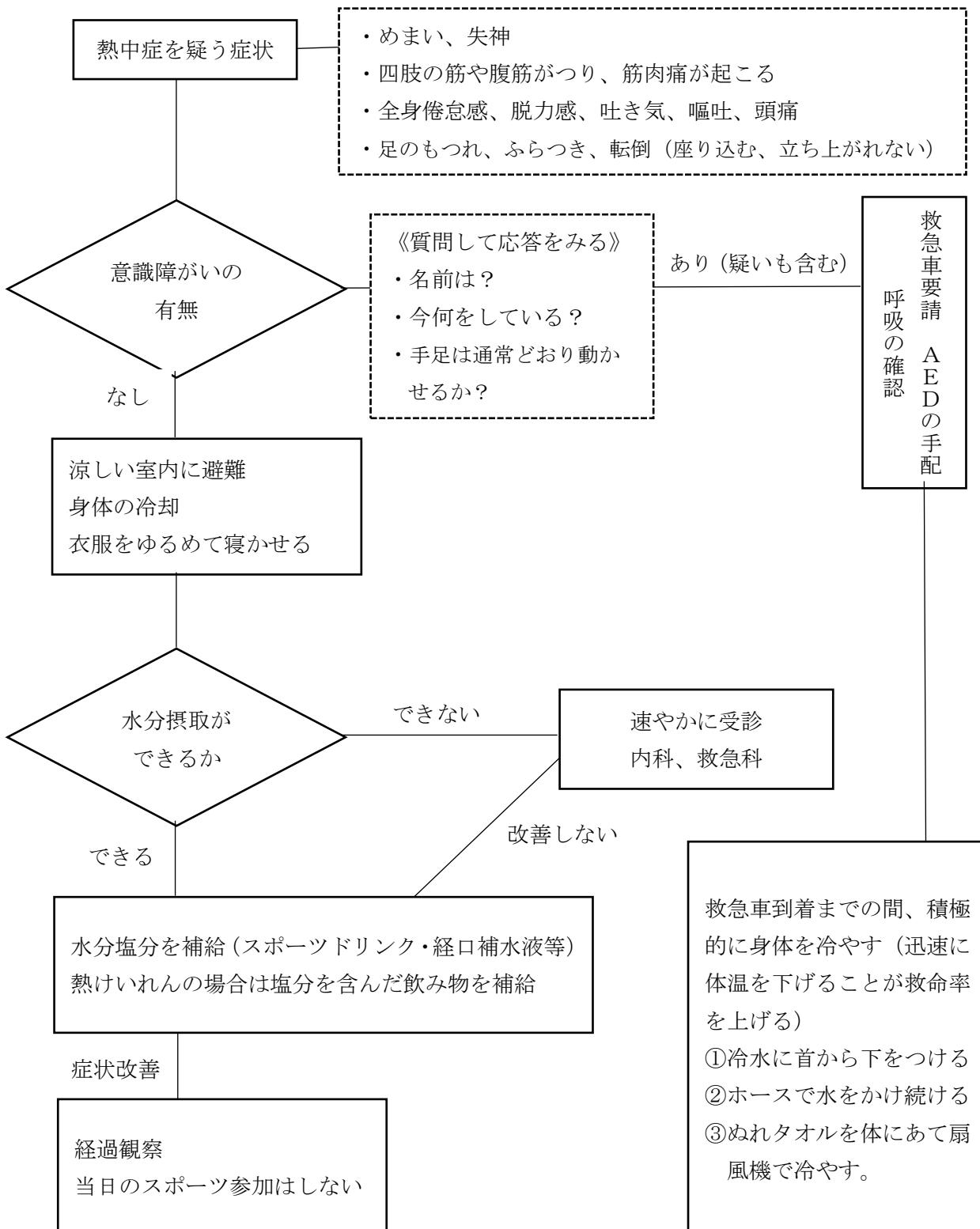
### 5 保護者・生徒宛文書の作成

(4) 頭頸部外傷が発生した場合



## (5) 热中症が発生した場合

### 热中症発生時の対応



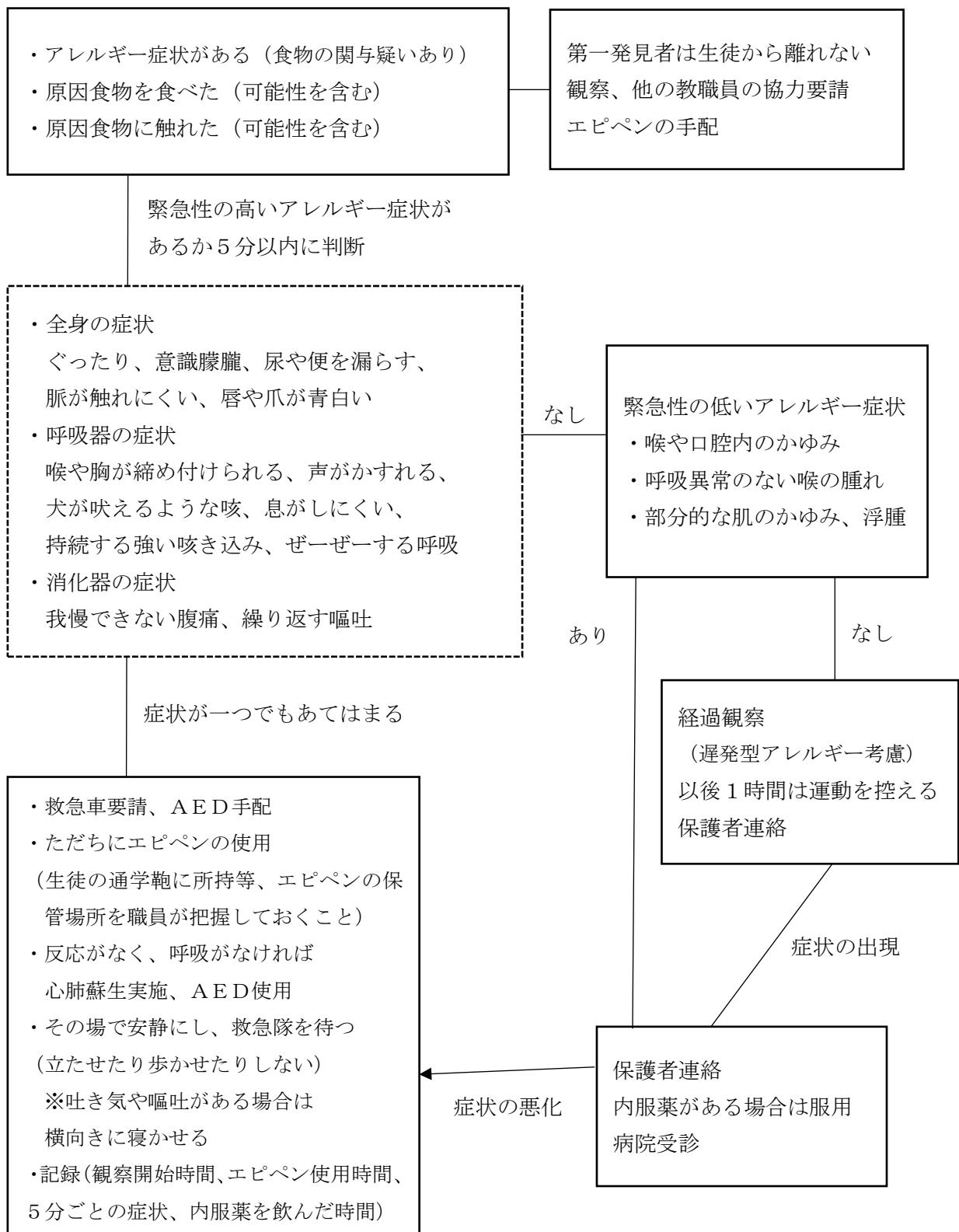
### A 暑さ指数に応じた活動の目安

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安	日常生活における 注意事項	熱中症予防運動指針
31℃以上		外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。
28~31℃	すべての生活活動で起こる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 熱中症の危険が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10分～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25~28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	警戒 積極的に休息を取り適宜水分・塩分を補給する。30分おきくらいに休憩をとる。
21~25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 熱中症の兆候に注意とともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

### B 熱中症防止の留意点

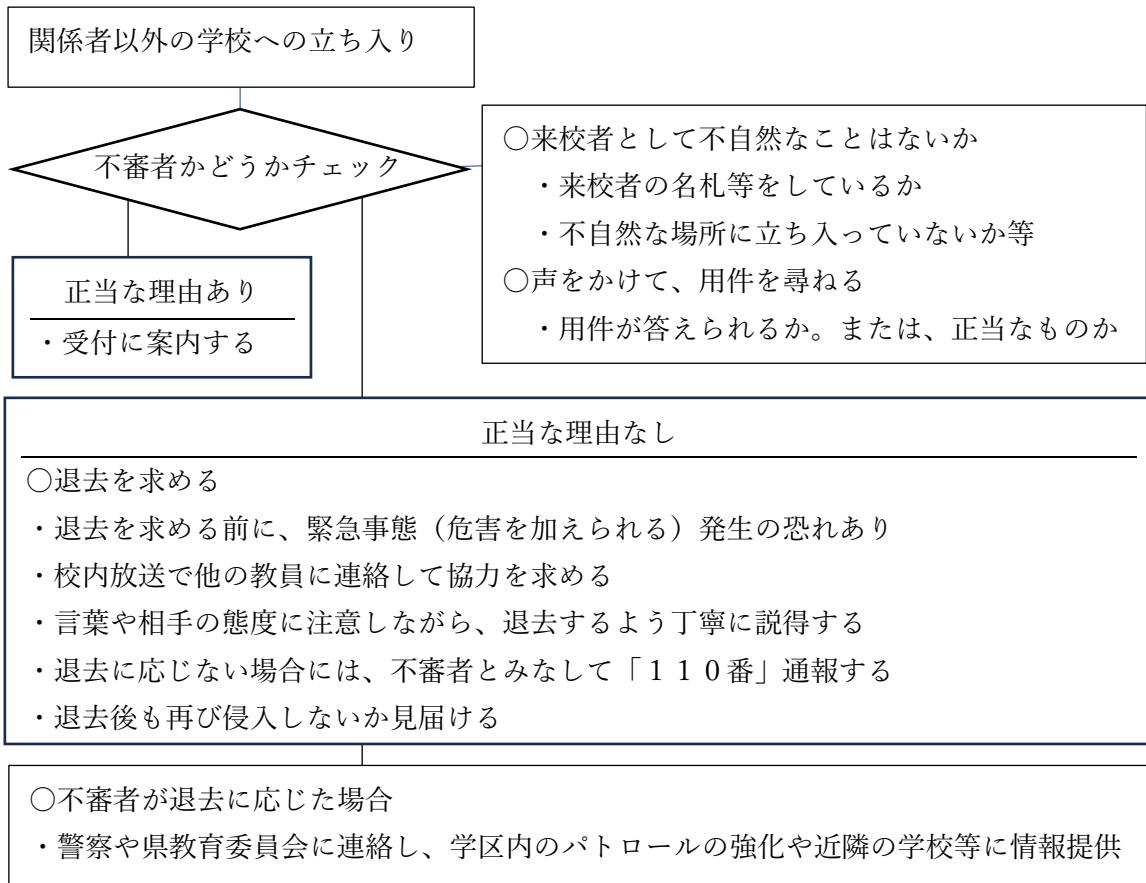
環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。</li> <li>急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなつたときには注意する。</li> </ul>
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。</li> <li>健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中や運動後の健康観察を行う。</li> <li>暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。</li> <li>衣服の状況など：衣服は透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。</li> </ul>
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは暑さを感じにくいが実際は発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいため注意する。</li> <li>水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。</li> <li>休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。</li> </ul>

(6) 食物アレルギーによるアナフィラキシーショックが発生した(又は疑われる)場合

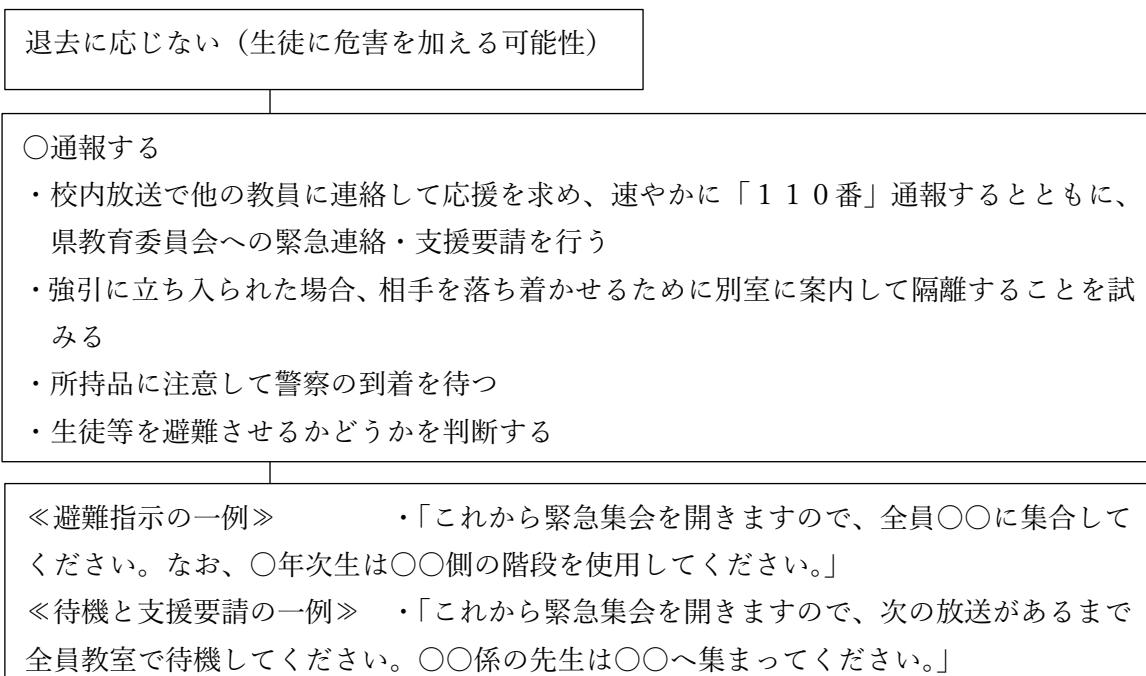


### 3-2 犯罪被災発生時の対応

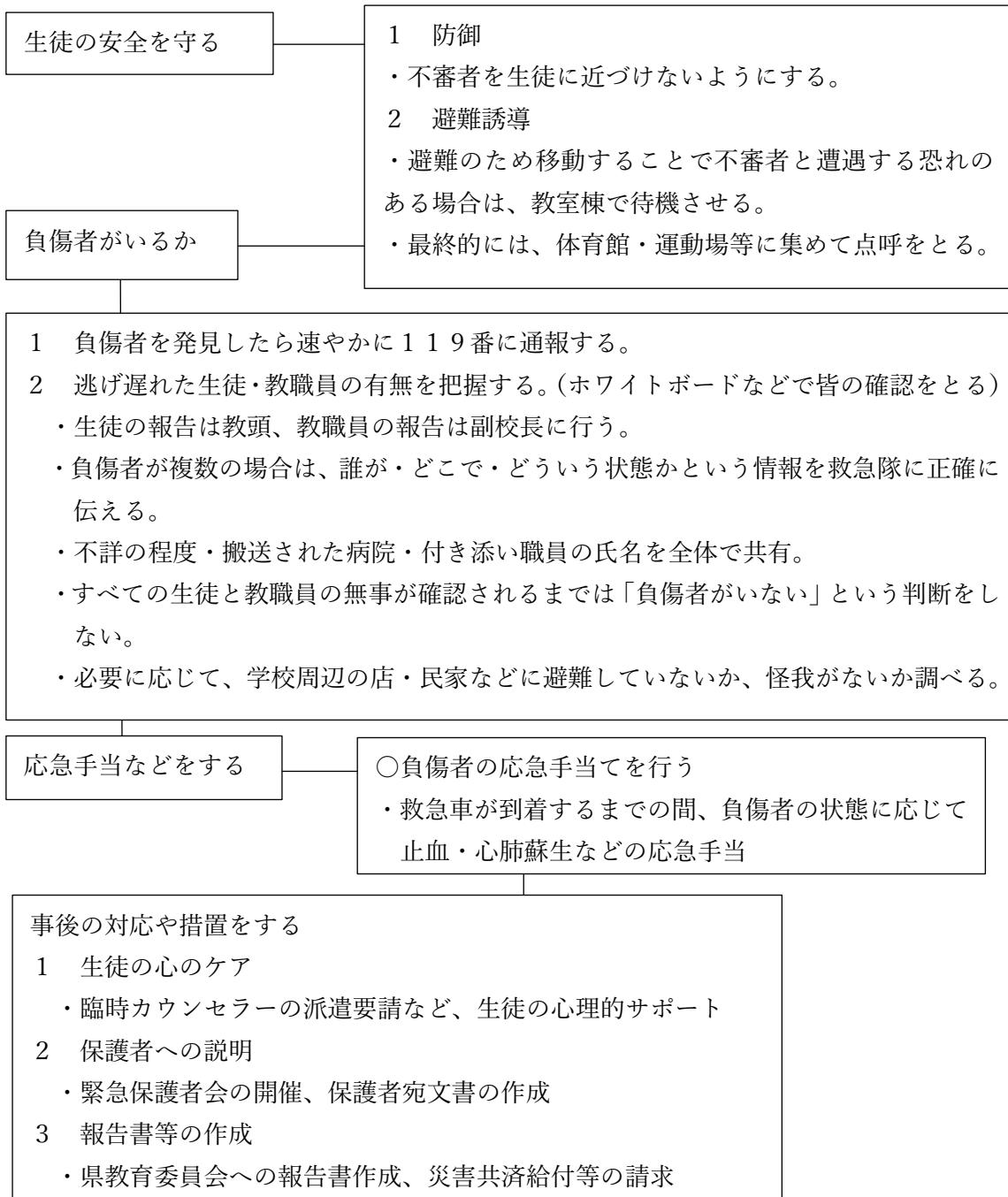
#### (1) 校内に不審者が侵入した場合の初期対応



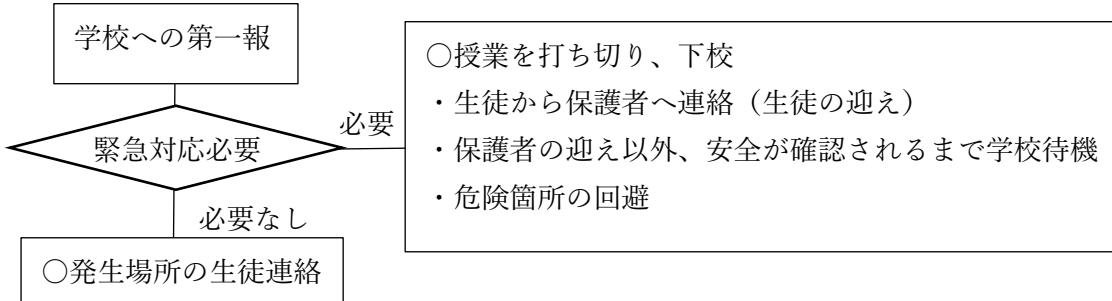
#### (2) 緊急事態発生時の対応



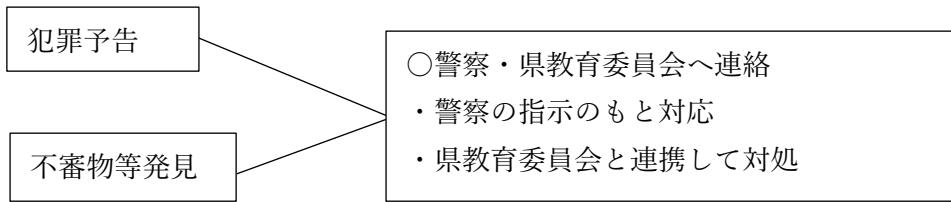
### (3) 緊急事態発生 事後の対応



### (4) 近隣での事件や不審者の発生情報を得た場合

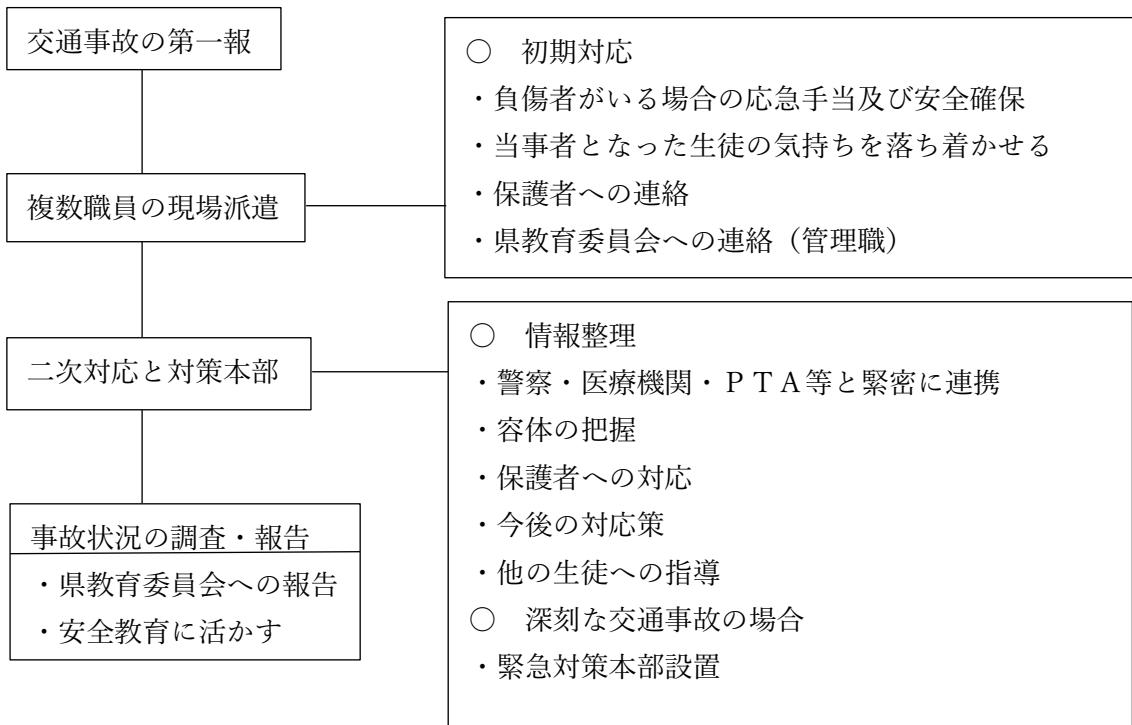


(5) 学校への犯罪予告や校内に不審物等があった場合



3-3 交通事故発生時の対応

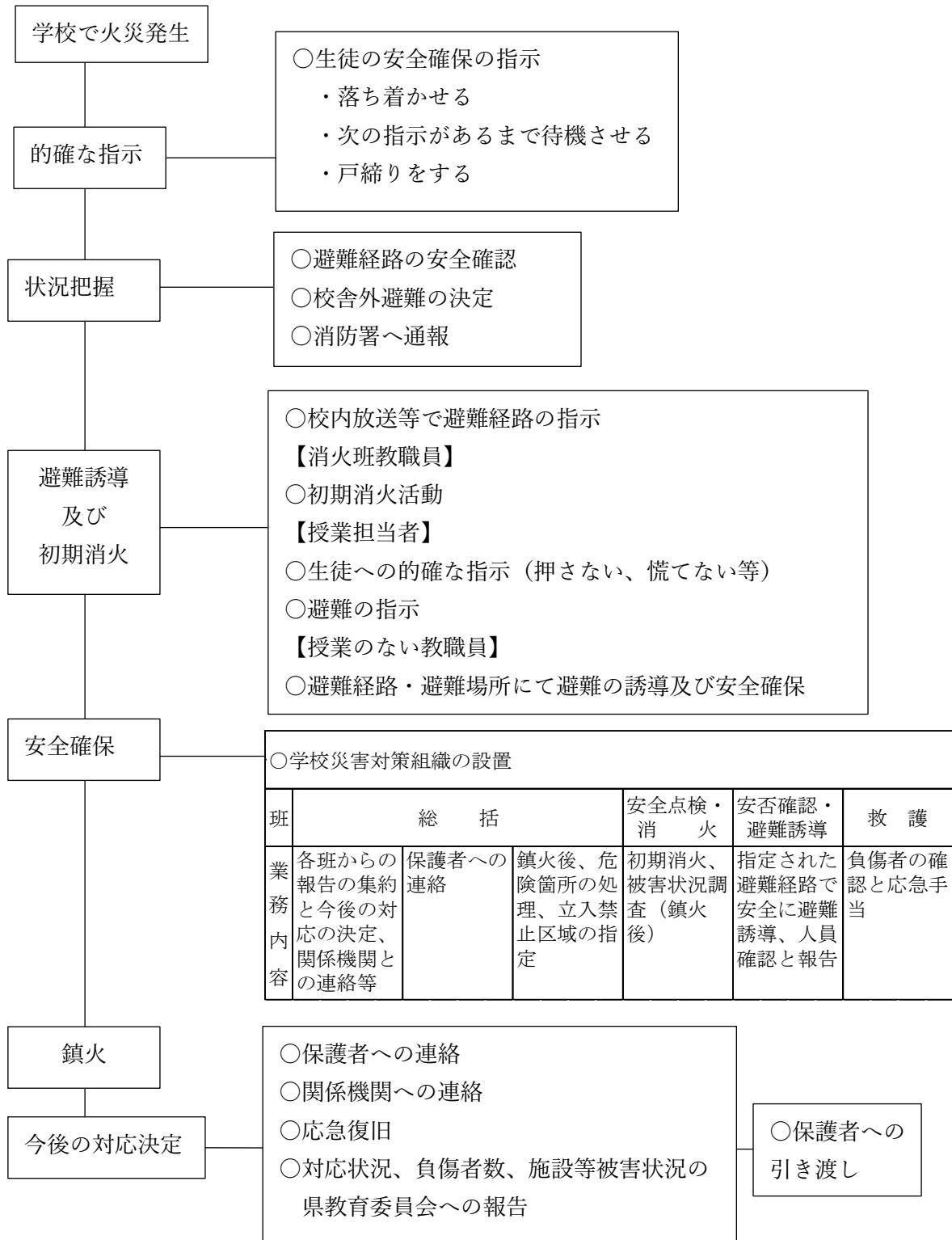
○登下校中などに生徒がかかわる交通事故が発生した場合



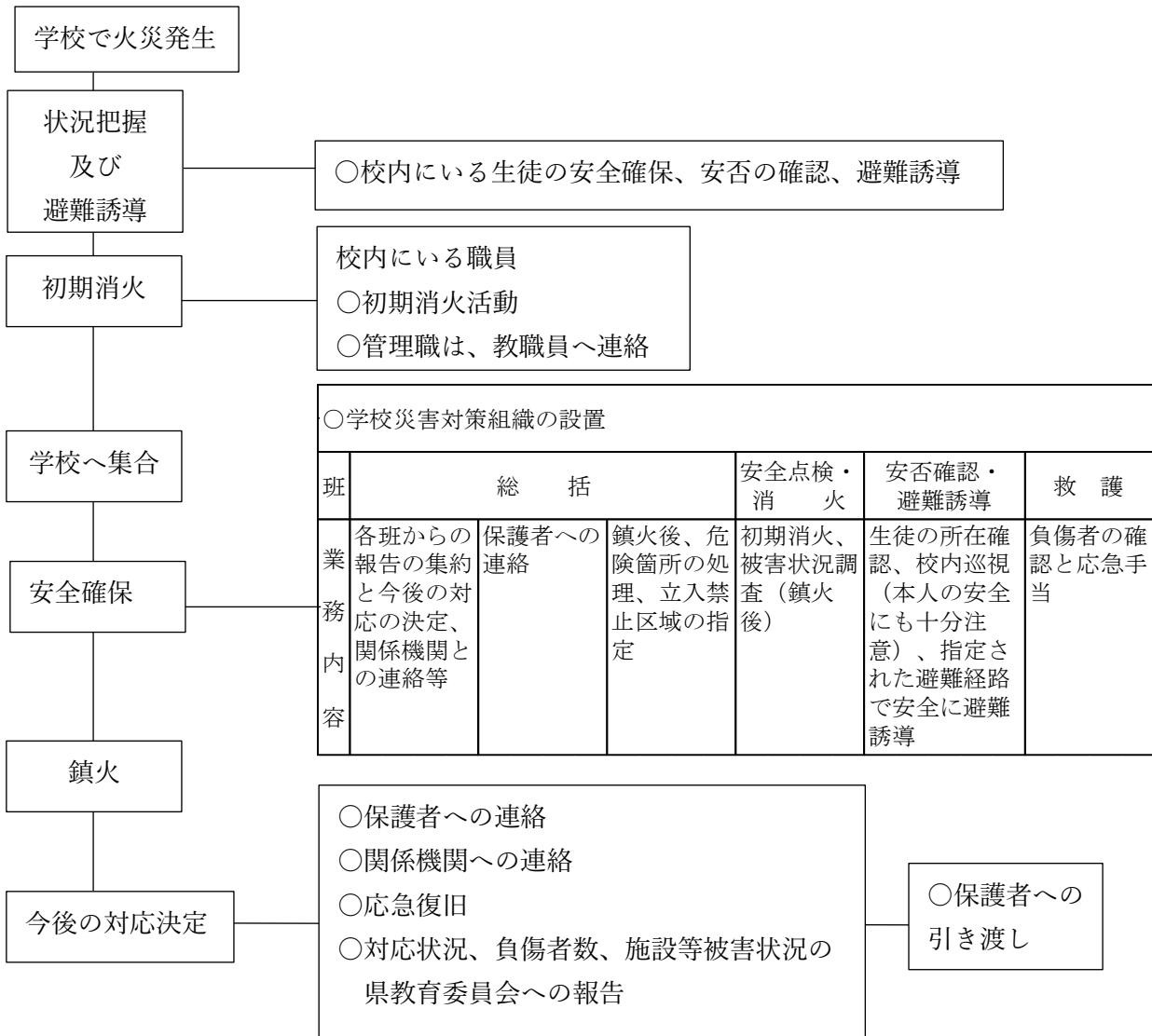
### 3-4 災害発生時の対応

#### (1) 火災が発生した場合

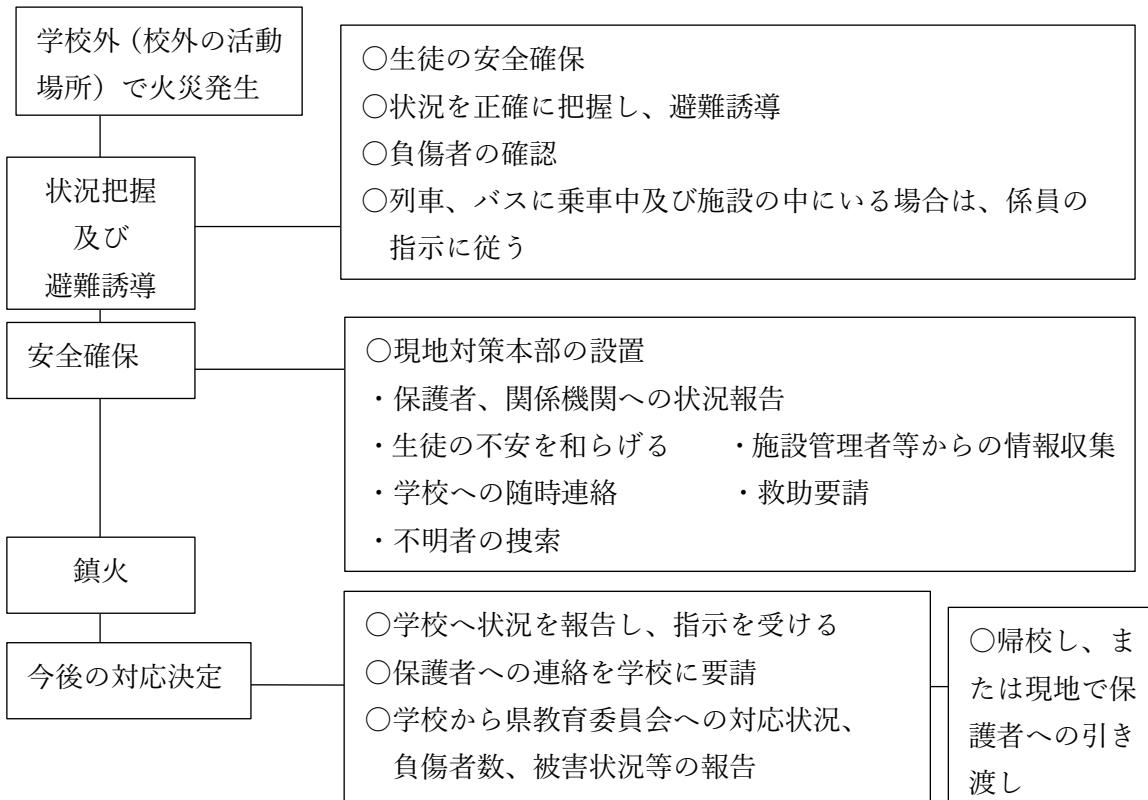
## A 在校時



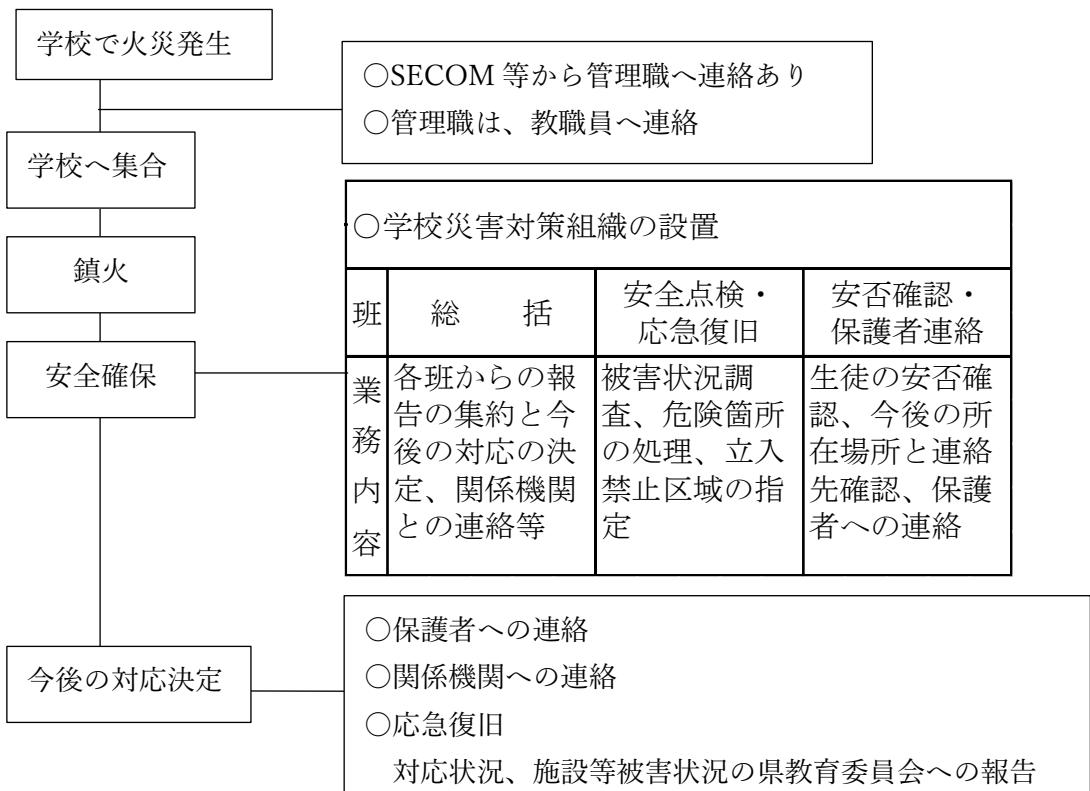
## B 登下校時



### C校外活動時



### D在宅時



(2) 気象条件等に伴う学校の臨時休業等の基準について

○ 学校を臨時休業とする場合

A 基準等について

原則として、以下の表1の「情報」の欄の各基準により、校長は臨時に授業を行わないこと（臨時休業）を決定する（当該決定内容は、学校ホームページに掲載するとともにマチコミメール（登録者に限る）に配信する）。

〈表1 避難情報等の情報等による臨時休業の基準について〉

情報	避難情報等 (気象庁又は市町村 が発令※ <sup>1</sup> )	防災気象情報 (国土交通省、気象庁、都道府県が発表)	その他
基準	①午前7時の段階で、学校所在地(米子市就将地区)を含む地区に対して、 <u>大雨特別警報等の特別警報又は氾濫発生情報が発表されている場合</u> ～5※ <sup>2</sup> の何れかが発令されている場合	①午前7時の段階で、学校所在地(米子市就将地区)を含む地区に対して、 <u>大雨特別警報等の特別警報又は氾濫発生情報が発表されている場合</u> ②午前7時の段階で、学校所在地(米子市就将地区)を含む地区に対して、 <u>土砂災害警戒情報が発表されている場合</u> ③午前7時の段階で、学校所在地(米子市就将地区)を含む地区に対して、 <u>大雨警報及び洪水警報が発表されている場合</u> ④午前7時の段階で、学校所在地(米子市就将地区)を含む地区に対して、 <u>少なくとも大雨警報等の警報が一つは発表されており、以降の気象予報から、臨時休業の必要があると校長が認めた場合</u>	①気象条件、JRの運行状況・運行計画等により総合的に判断すると臨時休業の必要があると校長が認めた場合

※1 警戒レベル3以上は市町村が発令（警戒レベル1及び2については、気象庁が発表）

※2 「警戒レベル」とは、平成30年度7月豪雨を受け、令和元年度出水期（6月頃）から開始された、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるような防災情報

B その他

登校のため、午前7時までに自宅等を出発する生徒は、出発時の気象状況から、学校所在地(米子市就将地区)を含む地区に対する避難情報、防災気象情報及びJR等交通手段の運行情報等の収集に努め、「自らの命は自らが守る」意識を持って慎重な判断を行うこと。

○ 学校は臨時休業としないが、登校できない生徒を欠席扱いしない場合

原則として、以下の A 及び B の場合は、生徒の安全等を優先し、登校を要しない。(当該登校を要しない旨は、学校ホームページに掲載するとともにマチコミメール(登録者に限る)に配信する)。

A 居住地区に避難情報等の発令等がある場合

ア 登校のため自宅等を出発する時点で、生徒の居住地区に 1 (1) の避難情報等にある警戒レベルが発令又は防災気象情報にある①～③の警報が発表になっている場合

イ 学校ホームページにより、指定する地区の生徒は登校を要さない旨の情報が掲載された場合

B J R の各路線に運休等があった場合

概ね 4 限の授業開始時刻までに登校できる見込みがない場合については、登校せず安全確保に努める、若しくは家庭学習を行うこと。

ア 各路線の基準について

〈表2 各路線利用の生徒に対する登校を要さない場合の運行状況の基準について〉

路線利用	山陰本線を利用する生徒	伯備線を利用する生徒	境線を利用する生徒
基準	通学に利用する列車から <u>米子着 11:14(鳥取発 8:04)</u> の列車まで運休又は取り止めの場合	通学に利用する列車から <u>米子着 8:52 (岡山発 5:25)</u> の列車まで運休又は取り止めの場合	通学に利用する列車から <u>米子着 10:20 (境港発 9:20)</u> の列車まで運休又は取り止めの場合
山陰本線及び境線の <u>基準となる列車が 30 分以上の遅れにより、運行している場合についても、登校を要しない。</u> 伯備線の <u>基準となる列車が 1 時間以上の遅れにより、運行している場合についても、登校を要しない。</u>			

○ 途中で授業を中止し下校させる場合

気象条件、J R の運行状況・運行計画等により校長が総合的に判断し決定する。(当該決定内容は、学校ホームページに掲載するとともにマチコミメール(登録者に限る)に配信する)。

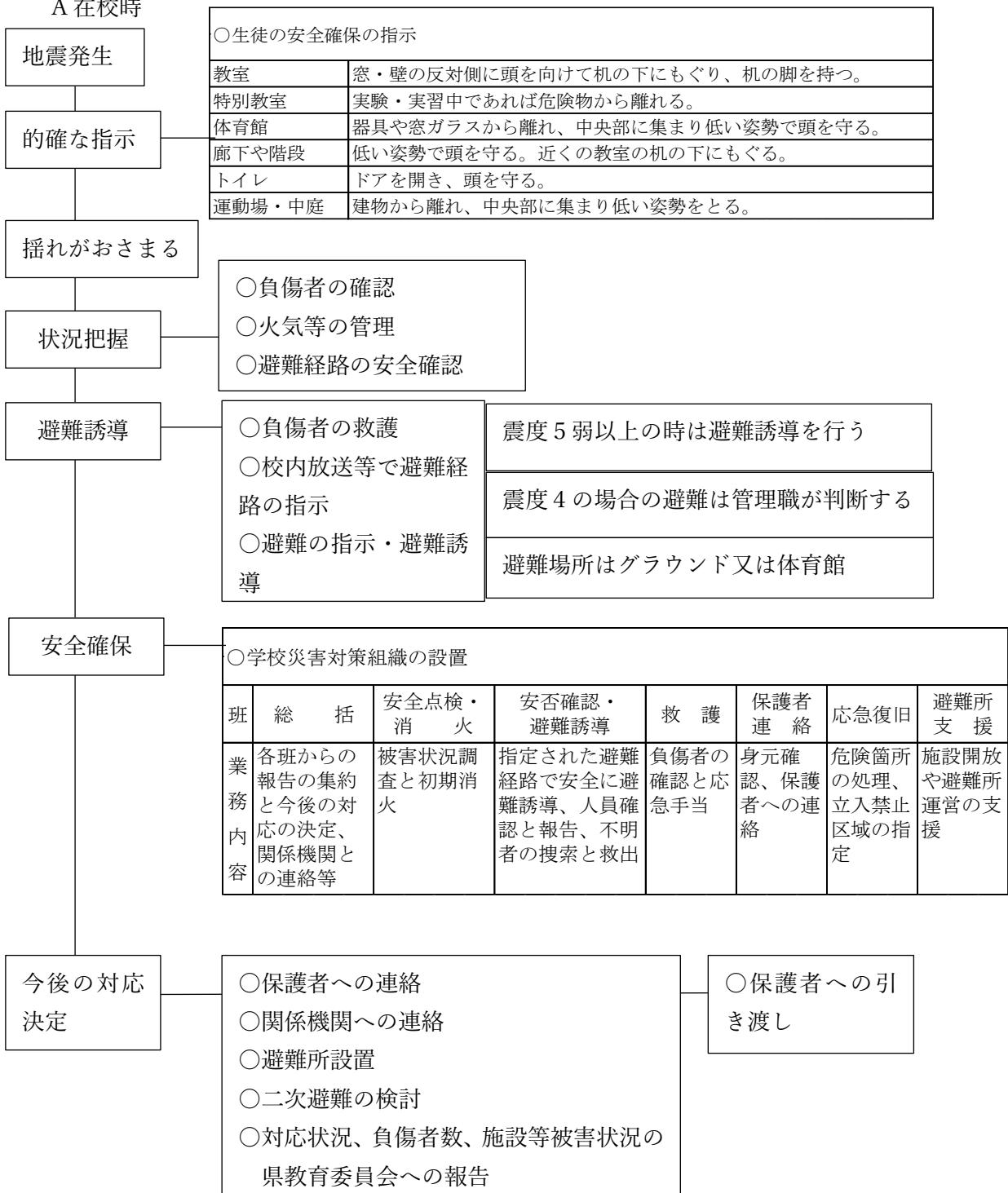
○ その他

この基準等は令和元年 7 月 25 日から適用する。

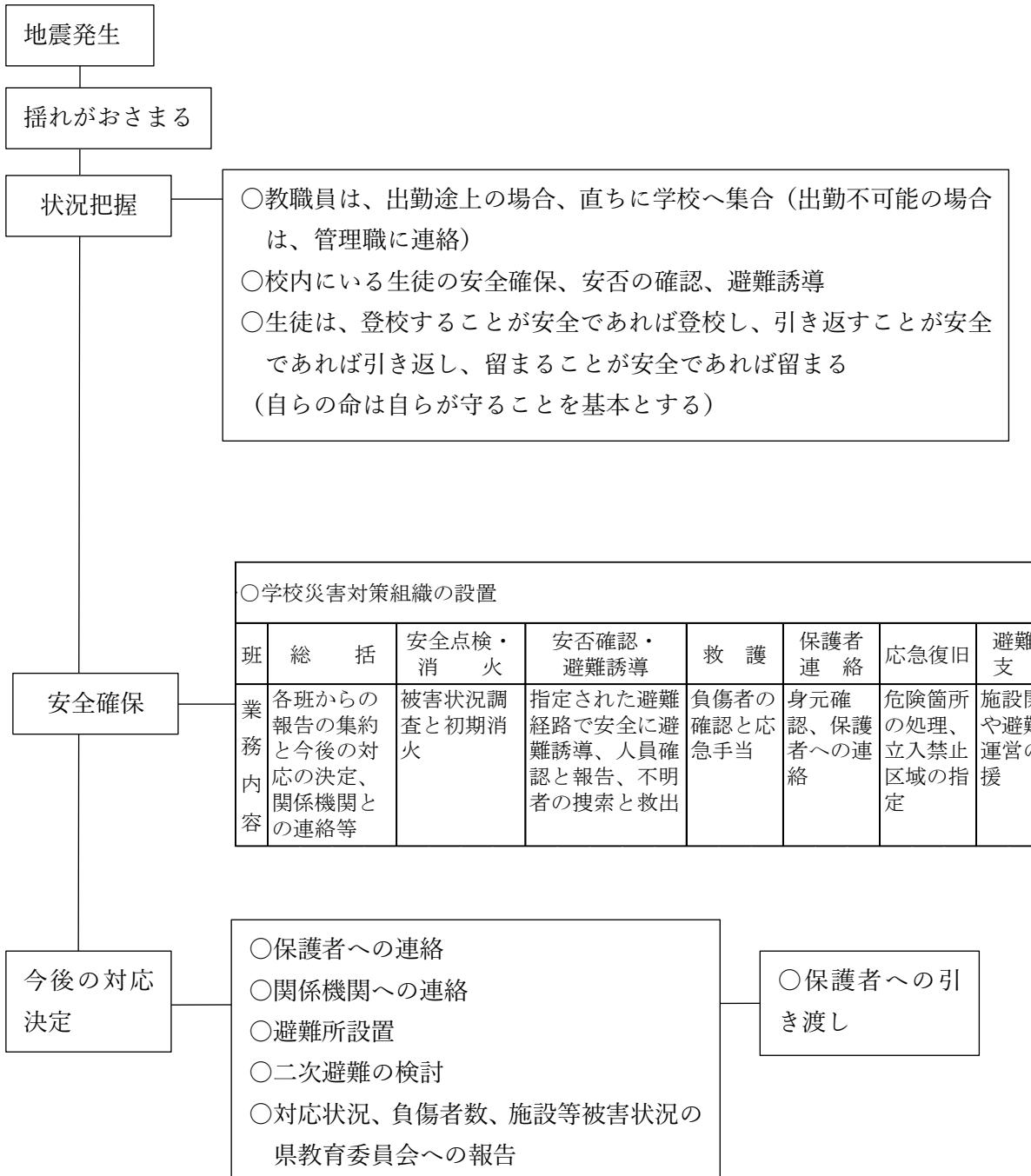
この基準等は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。(表2の時刻等の修正)

(3) 地震が発生した場合

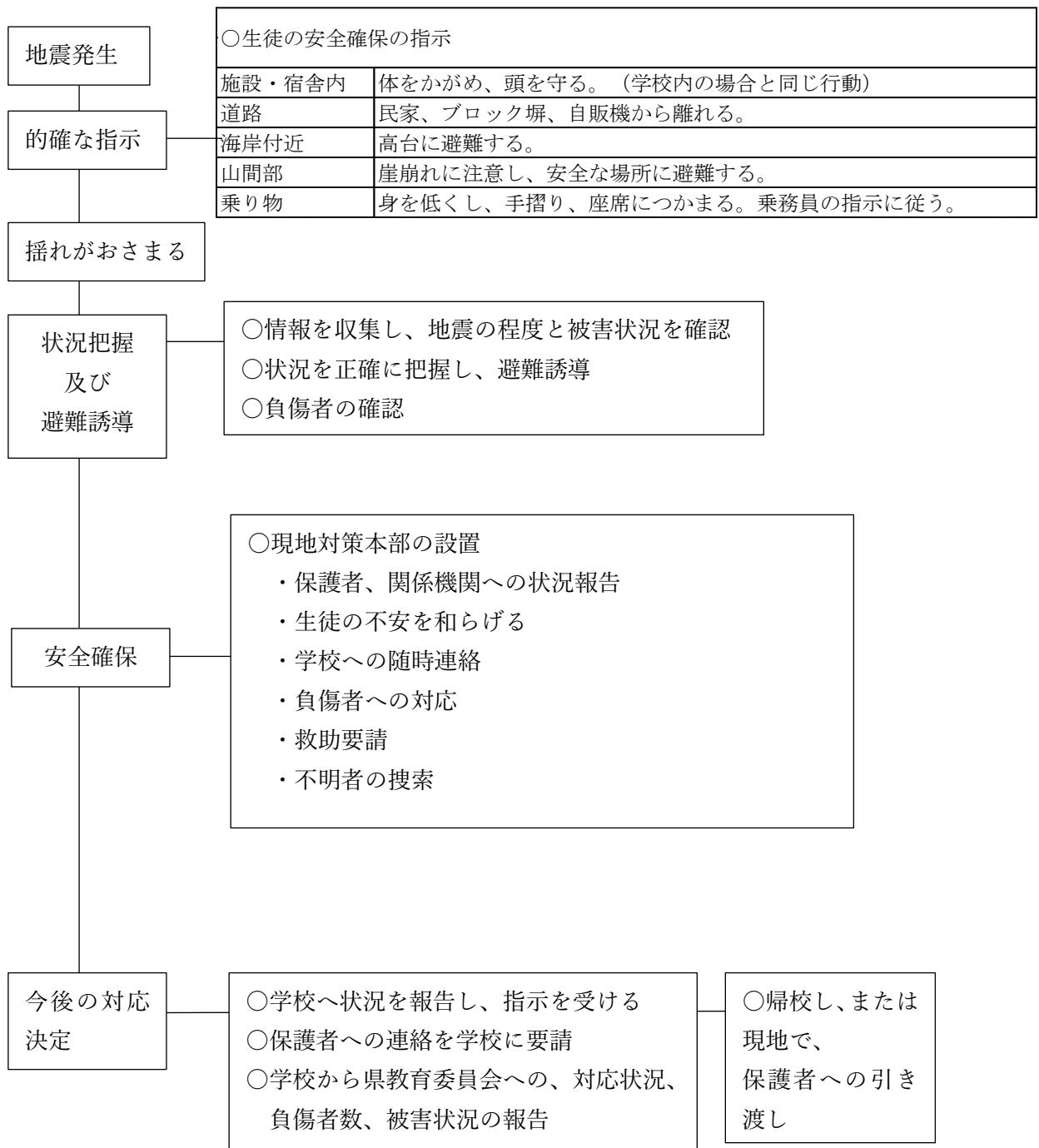
A 在校時



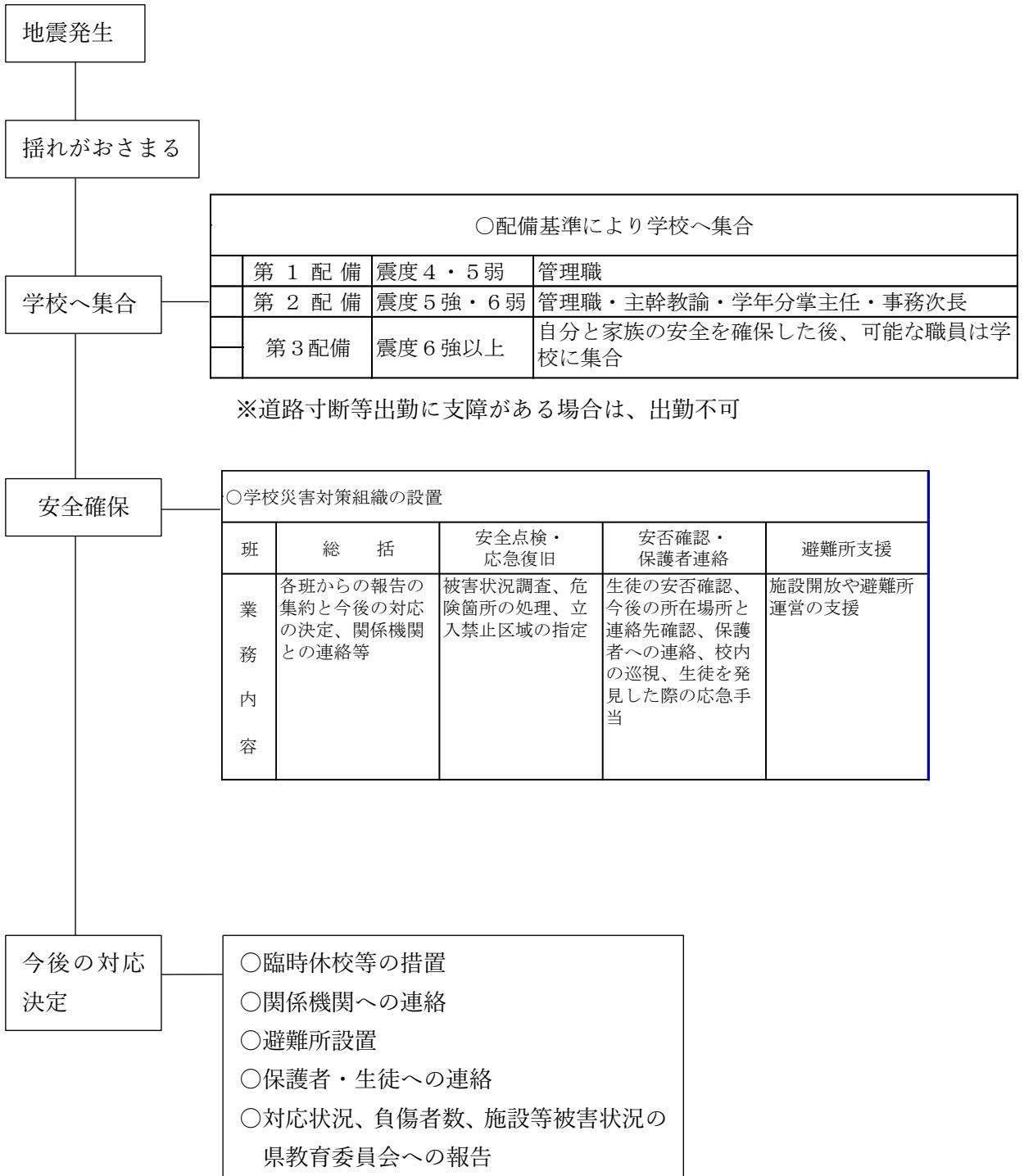
## B 登下校時



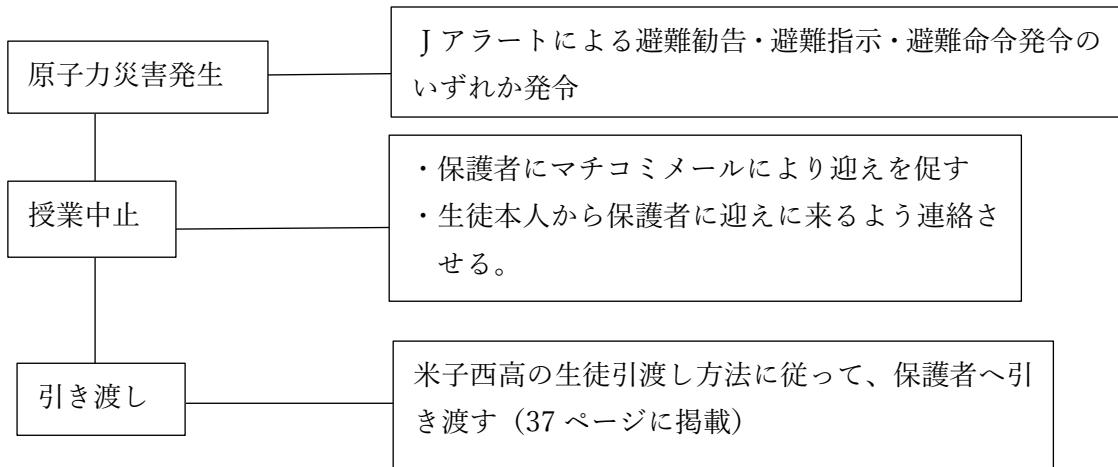
### C 校外活動時



D 在宅時

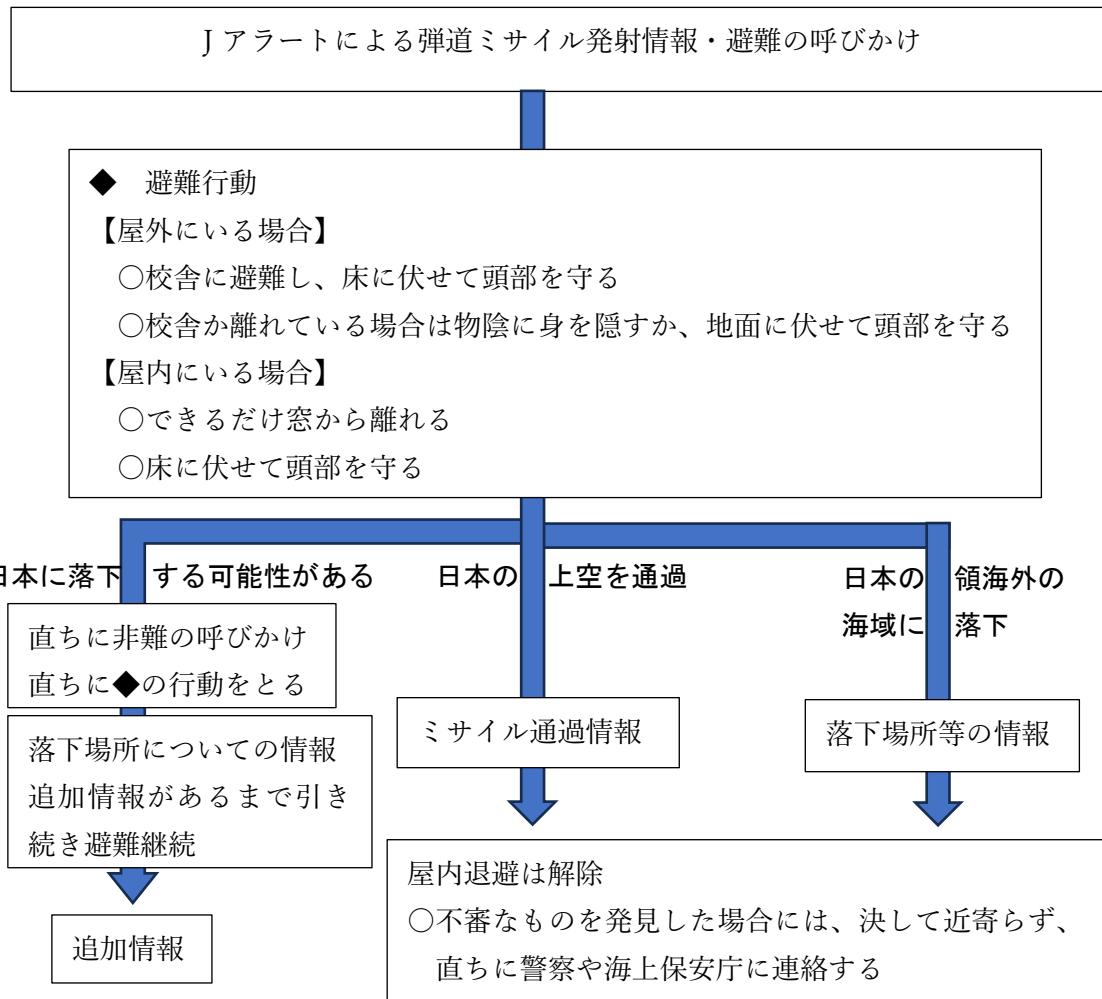


#### (4) 原子力災害が発生した場合

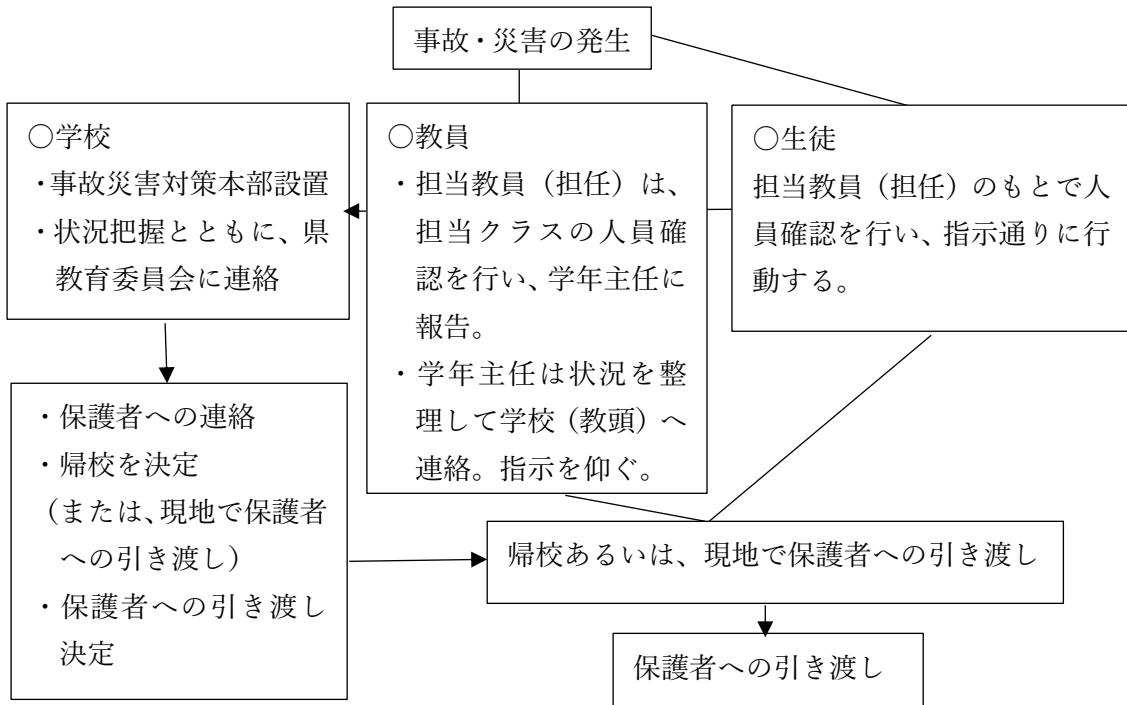


#### 3-5 その他の危機事象の発生時の対応

##### ○弾道ミサイル発射に係る対応について



### 3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応



### 4 事後の危機管理

#### 4-1 事後（発生直後）の対応

##### ①生徒等の安否確認

- ・生存が確認できれば、「けがはないか、気分は悪くないか」などを確かめます。

##### A 在校時

- ・校舎に被災が及ぶ災害や複数が被災に遭う事件が発生して避難した場合に安否確認実施します。
- ・避難場所（グラウンド等）で、担任（担任不在の場合は副担）が生徒の安否確認を実施します。
- ・担任は、安否確認の結果を学年主任に伝え、学年主任はまとめて教頭に伝えます。
- ・各分掌主任と学年主任は、所属職員の安否確認を行い、副校长に伝えます。

##### B 放課後

- ・校舎に被災が及ぶ災害や複数が被災に遭う事件が発生して避難した場合に安否確認実施します。
- ・避難場所（グラウンド等）で、部活動顧問が生徒の安否確認を実施します。
- ・部活動に所属せず帰宅している生徒や学校を欠席していた生徒には、担任（担任不在の場合は副担任）が生徒の安否確認を実施します。

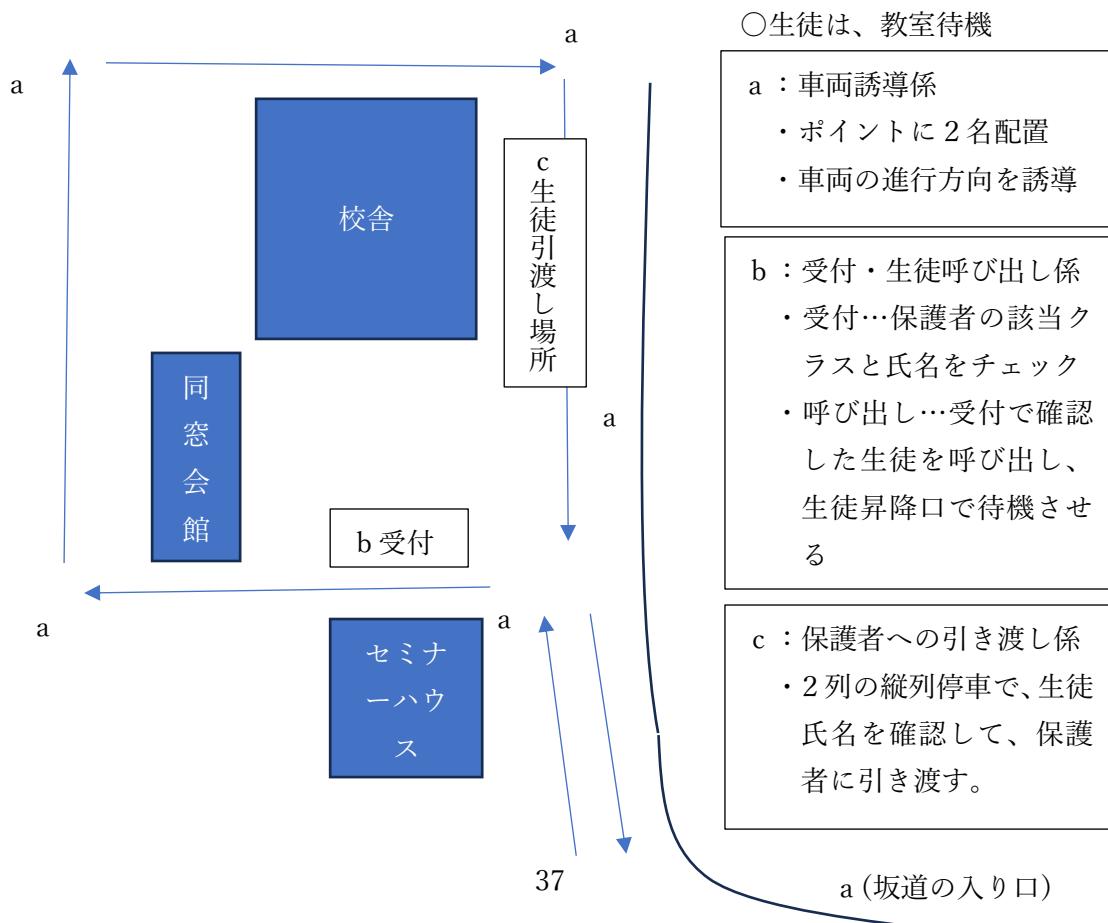
### C 在宅時

- ・複数名が被災する大規模な事故や災害発生後、生徒の安否確認を行います。
- ・管理職は、安全に出勤できる教職員に限り、出勤を命じます。
- ・生徒（教職員）の安否確認する旨を、学校ホームページ・マチコミメールで配信します。
- ・各生徒に関して、担任（担任不在の場合は副担任）が電話・GoogleClassroom で安否確認を実施します。
- ・担任は、安否確認の結果を学年主任に伝え、学年主任はまとめて教頭に伝えます。
- ・各分掌主任と学年主任は、所属職員の安否確認を行い、副校长に伝えます。

### ②引き渡しと待機

#### A 保護者への引き渡し方法

- ・管理職から、生徒を保護者へ引き渡すこと決定後、引渡しを実施します。
- ・学校ホームページ・マチコミメールで事故・災害発生につき、学校で生徒を引き渡すので、車で来校していただきたい旨を通知します。
- ・生徒からも、学校に迎えに来るよう連絡を要請します。
- ・引渡しを実施するために、教職員を a 車両誘導係、b 受付・生徒呼び出し係、c 保護者への引き渡し係を分担します。
- ・車両の通行を一方通行として、下図のように職員を配置のうえ実施します。



## B 待機

- ・T V、ラジオ、インターネット、防災無線、自治体や県教育委員会からの情報提供等を通じて情報を収集します。
- ・大雨・土砂崩れ・地震等による道路寸断や J R 不通など、保護者への引き渡しが困難な場合は、学校待機とします。
- ・学校での待機場所は基本的に男子第一選択教室、女子大会議室とします。人数が多く収容に困難をきたす場合には、3階を男子、2階を女子の待機場所とします。
- ・食料が必要となった場合は、同窓会館にある業者の食材を買い上げ、調理を実施します。なくなれば、救援物資を待つこととします。

### ③保護者・生徒・報道機関への対応

#### A 保護者

- ・被災生徒の保護者への説明は、対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにします。
- ・被災生徒の保護者は、大きなショックを受けて不安を抱えているので、家庭訪問等により継続的に寄り添っていく対応を行います。また、保護者の要望や状況に応じて信頼できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるようにします。
- ・被災生徒に兄弟姉妹がある場合、その生徒へのサポートは大切です。兄弟姉妹が他校にいれば、他校と連携して継続的なサポートを行います。
- ・生徒の身体に重大な傷病があった場合、被災生徒の保護者の了解を得て保護者の意向に沿う形で、緊急保護者会を開催します。
- ・緊急保護者会では、進行を教頭、状況説明・事実確認を副校長、今後の対応策について校長から説明し、質疑を受けます。

#### B 生徒

- ・事後、被災生徒の保護者の了解を得てその保護者の意向に沿う形で全校集会を開きます。
- ・被災生徒の人数、保護者の同意が得られれば学年・組・名前、被災（傷病）の状況、今後の対応策について校長から説明し、質疑を受けます。

#### C 報道機関

- ・報道機関との対応窓口は管理職に一本化したうえで、県教育委員会と連携して対応します。
- ・必要があれば、被災生徒の保護者の了解を得て保護者の意向に沿う形で、記者会見を行います。
- ・記者会見では、進行を教頭、状況説明・事実確認を副校長、今後の対応策について校長から説明し、質疑を受けます。

#### **④教育活動の継続**

- ・教育活動の再開に関しては、県教育委員会等と協議の上、決定します。
- ・応急教育計画を作成します。応急教育活動のおよその期間、実施する場所、授業時間割、オンラインでの実施、部活動の有無などについて計画します。
- ・教育活動再開は、保護者・生徒に向けて、マチコミメール・GoogleClassroom で通知します。
- ・被災生徒はオンライン授業で対応しますが、疾病の有無などによって主治医と相談の上実施を判断します。

#### **⑤避難所運営への協力**

- ・避難所として米子市の指定を受けているのは、第一体育館・第二体育館・トイレ・更衣室・廊下・トレーニング室です。
- ・避難者からの要望については、可能な限り対応します。

### **4－2 心のケア**

- ・事故・災害が発生した後の生徒の心身の健康状態について、Google フォームへの入力によって把握するものとしますが、インターネット機器が使用できない場合は、対面により聞き取ることとします。
- ・心身の不調を訴える場合は、担任がその内容を直接聞き取り、生徒支援部に報告します。生徒支援部は、内容に応じて専門機関を紹介します。
- ・教職員には相談窓口を示し、不調の場合は受診を勧めます。

### **4－3 調査・検証・報告・再発防止等**

- ・事故等発生の原因の解明と再発防止のため、基本調査を行います。基本調査は、事故に関する生徒・教職員を対象として実施します。生徒への調査は、担任（担任不在の場合は副担任等）が行い、教職員への調査は、管理職が行います。場合によっては、調査を学校と利害関係のない第三者に依頼することがあります。
- ・内容は、事態に至る経緯とともに、「いつ・誰が（誰と）・何を・どうしたか」について、時系列になるように調査します。
- ・学校が知り得た事実は、被災生徒の保護者に対して正確に伝える等、誠意ある事態への対応に努めます。保護者への説明は、調査着手からできるだけ 1 週間以内を目安に実施します。
- ・県教育委員会への報告は、事故発生後第一報を管理職から連絡し、報告内容が確定次第文書で報告します。また、必要であれば臨時スクールカウンセラーの配置等支援要請を行います。
- ・調査・検証から再発防止策を講じ、職員に実施の徹底を図ります。
- ・再発防止策を考慮した危機管理マニュアルに改め、備えとします。